

# 地域共生のまちづくり

～すべての人にとって暮らしやすい社会を目指して～

第2次東広島市障害者計画  
第3期東広島市障害福祉計画



平成24年3月  
東広島市

# 地域共生のまちづくり

すべての人にとって暮らしやすい社会を目指して

第2次東広島市障害者計画  
第3期東広島市障害福祉計画

平成24年3月  
東広島市





## はじめに

東広島市では、障害のある人もない人も、共に自分らしく生きる社会を実現するため、平成19年3月に東広島市障害者計画・障害福祉計画を一体的に策定し、社会資源の計画的な整備、必要なサービス量の確保など障害のある人の地域生活を支援する体制の構築を推進して参りました。

国におきましては、平成21年から障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備をはじめ、諸制度の集中的な改革が行われており、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化するとともに、市町に求められる役割や責任も大きくなっていくことが予想されます。

こうした中、これまでの取り組みの成果や課題を検証し、東広島市の施策展開の基本的な方針となる第2次東広島市障害者計画・第3期東広島市障害福祉計画を一体的に策定いたしました。

今後は、この計画に掲げる施策の充実を図り、障害のある人もない人も、互いに個性の差異や多様性を尊重し、人格を認め合い、共に生活する地域共生のまちづくりに全力で取り組んで参りますので、市民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に参加していただきました東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員及びワーキンググループ委員の方々、並びにニーズ調査、ヒアリング調査にご協力いただき、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

平成24年3月 東広島市長 藏 田 義 雄

# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象者	4
4 計画期間	5
5 計画の策定体制と進捗管理	6
(1) 計画策定体制	6
(2) 市民の意見反映	7
(3) 計画の進捗管理	8
第2章 障害のある人の現状	9
1 人口の推移	10
2 障害のある人の状況	11
(1) 障害者手帳保持者の推移	11
(2) 身体障害者数の推移	12
(3) 知的障害者数の推移	14
(4) 精神障害者数の推移	15
3 東広島市障害者相談支援センター相談件数	16
第3章 計画の全体像	17
1 計画の基本理念	18
2 基本方針と基本施策	19
(1) 基本方針1 自分らしく生きる	19
(2) 基本方針2 支え合い安心して暮らす	19
(3) 基本方針3 共に学び、活躍する	20
(4) 基本方針4 暮らしやすいまちづくり	20
3 施策の体系	21

第4章 施策の推進体制	23
◆ 施策の推進にあたって ◆	24
第5章 基本施策	27
1 相談機能・情報提供の充実	28
(1) 相談支援体制の強化	29
(2) 情報提供の充実	31
2 権利擁護	32
(1) 虐待の防止	33
(2) 権利擁護の推進	34
3 地域移行・地域定着の推進	36
(1) 地域移行の促進	37
(2) 地域定着の支援	38
4 暮らしの基盤整備	40
(1) 住まいの確保	41
(2) 地域福祉活動の推進	42
(3) 防災、安全対策の推進	44
5 保健・医療の充実	46
(1) 疾病の予防	47
(2) 早期発見、早期治療・療育体制の確立	48
(3) 医療との連携	49
6 保育・教育の充実	50
(1) 継続性のある支援	51
(2) 就学前の連携強化	52
(3) 特別支援教育の推進	53
7 雇用・就労の充実	55
(1) 就労支援体制の構築	56
(2) 障害のある人の就労に向けた啓発	56
(3) 職業訓練の場と多様な就業機会の確保	57
8 余暇の充実	59
(1) スポーツ・レクリエーション、生涯学習活動の推進	60

(2) 余暇活動の場の確保.....	60
<b>9 社会的障壁の除去.....</b>	<b>62</b>
(1) ユニバーサルデザインのまちづくり.....	63
(2) 移動手段の確保.....	63
(3) コミュニケーション支援.....	64
<b>10 理解と交流の足進.....</b>	<b>65</b>
(1) 広報・啓発の推進.....	66
(2) 交流機会の充実.....	66
<b>第6章 障害福祉計画.....</b>	<b>67</b>
<b>1 数値目標の設定.....</b>	<b>68</b>
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	68
(2) 福祉施設から一般就労への移行.....	69
(3) 就労移行支援事業の利用者数.....	70
(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合.....	70
<b>2 障害福祉サービスの見込み.....</b>	<b>71</b>
(1) 訪問系サービス.....	71
(2) 日中活動系サービス.....	73
(3) 居住系サービス.....	75
(4) 相談支援等.....	76
<b>3 地域生活支援事業の見込み.....</b>	<b>77</b>
(1) 相談支援事業.....	77
(2) コミュニケーション支援事業.....	78
(3) 日常生活用具費支給事業.....	78
(4) 移動支援事業.....	79
(5) 地域活動支援センター事業.....	79
(6) その他の地域生活支援事業.....	80
<b>4 障害のある子どもへの支援体制.....</b>	<b>85</b>
(1) 障害児通所支援.....	85
(2) 計画相談支援・障害児相談支援.....	86

第7章 資料編	87
1 策定委員会設置要綱	88
2 策定委員会委員名簿	89
3 計画策定ワーキンググループ委員名簿	90
4 策定経過	91





# 第1章 計画策定にあたって

# 1 計画策定の背景と目的

東広島市では、平成9年度に平成17年度を目標年次とする「東広島市障害者福祉行動計画」を策定し、障害者基本法に規定される市町村障害者基本計画として位置付けながら、障害のある人にとってやさしいまちづくりを目指して、総合的に施策を進めてきました。

この間、平成12年度の「介護保険制度」導入に続き、平成15年度には従来の「措置制度」から「支援費制度」への大きな制度改革が行われ、さらに障害のある人に対する差別の禁止などを盛り込んだ形で「障害者基本法」も改正されるなど、障害のある人のための福祉は大きな転換期を迎えました。

平成18年度には、身体障害・知的障害・精神障害と障害の種別ごとに分かれていた福祉サービスを提供する仕組みを一元化するとともに、地域生活支援、就労支援の強化などを通じて、障害のある人が自分らしく生活を送ることができる社会の実現を目指す「障害者自立支援法」が施行されました。

東広島市ではこれを受け、平成18年度に障害のある人のための施策に関する基本的な方針となる障害者計画と、障害福祉サービス等の提供体制の確保等について定める障害福祉計画を一体的に策定しました。障害福祉計画は平成20年度に見直しを行い、第2期障害福祉計画を策定しながら、今日まで施策の推進に努めてきました。

こうした中、国においては、「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の整備をはじめとする諸制度の集中的な改革を行い、障害のある人のための施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成21年12月、内閣に「障害者制度改革推進本部」が設置されました。

この「障害者制度改革推進本部」のもとで、障害のある人の参画による「障害者制度改革推進会議」が設置され、制度改革についての検討が行われています。平成23年7月の障害者基本法の改正に続き、同年8月には「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を取りまとめ、現在は「障害を理由とする差別の禁止に関する法律」の制定に向けた検討が進められています。

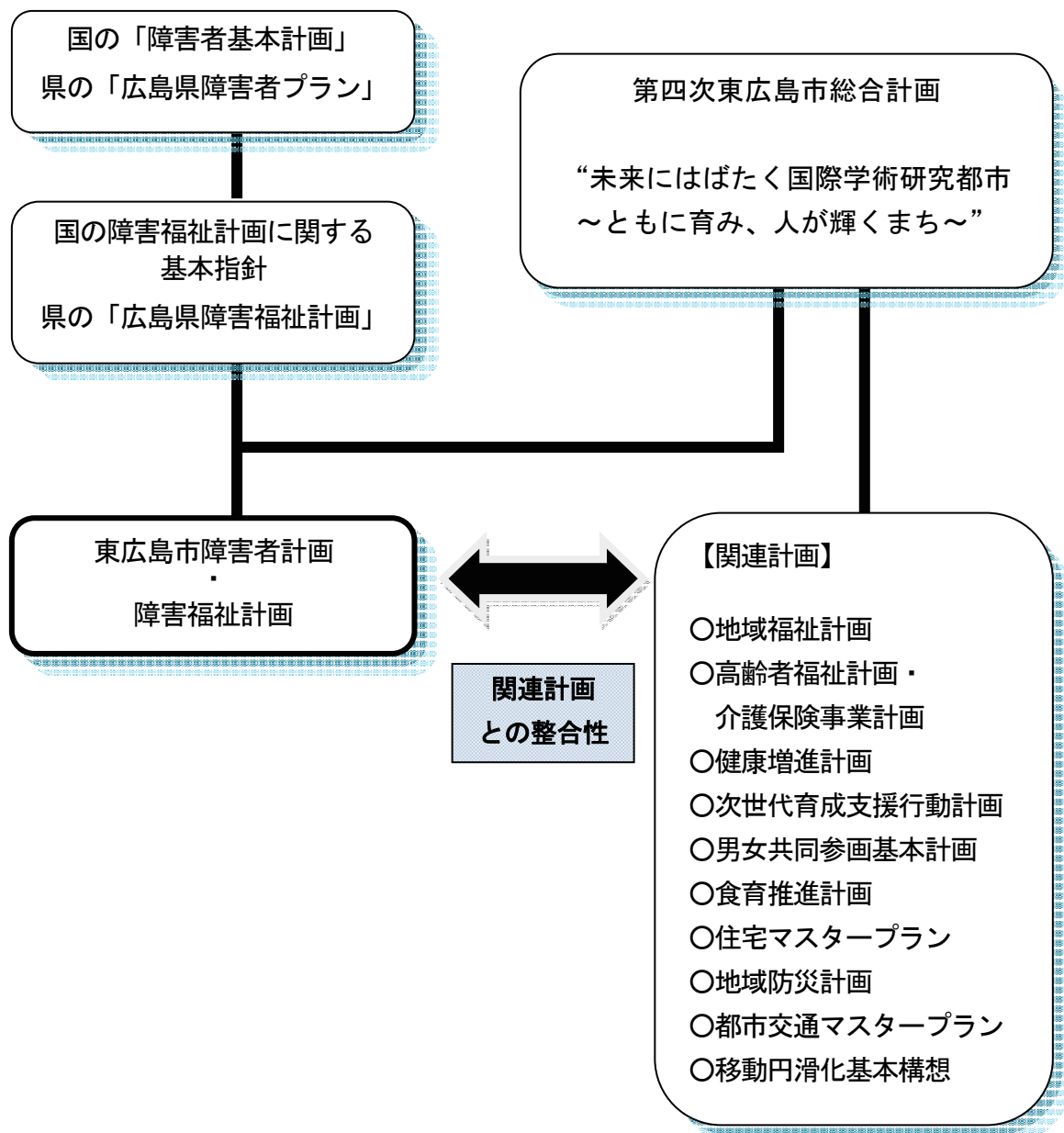
このように、障害のある人を取り巻く環境が、わが国全体で大きな転換期を迎える中、東広島市においても、東広島市障害者計画・第2期障害福祉計画の成果を踏まえつつ、計画的かつ効果的な施策展開を行うため、第2次障害者計画・第3期障害福祉計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」を一体的に策定したものです。

また、国の「障害者基本計画」、「障害者福祉計画に関する国の指針」、広島県の「広島県障害者プラン」を踏まえ、「第四次東広島市総合計画」をはじめ、他の関連する諸計画との整合性を保ちながら、東広島市における障害者施策に関する基本的な指針を定めます。

### ■ 上位・関連計画との関係 ■



### 3 計画の対象者

本計画の対象者は、「障害者基本法」に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び<sup>\*</sup>社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

---

社会的障壁：障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## 4 計画期間

- ◆第2次障害者計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とします。
- ◆第3期障害福祉計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3カ年とします。

ただし、本計画の関連法・制度の改変、新たな社会情勢の変化等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
障害者計画	策定	第1期										
						見直し	第2期					
障害福祉計画	策定	第1期										
			見直し	第2期								
						見直し	第3期					

## 5 計画の策定体制と進捗管理

### (1) 計画策定体制

#### ① 計画策定ワーキンググループ

障害のある方、家族、関係機関、相談支援事業者、行政担当者等で組織した計画策定ワーキンググループで協議し、計画の原案を作成しました。

#### ② 東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会

学識経験者、関係機関代表者等で組織した計画策定委員会に計画の原案を諮り、重要事項等を審議しました。

#### ■ 計画の策定体制 ■



**権利擁護** : 個人の尊厳を守り、権利に関わる様々な問題に対する支援や財産の保護等を支援する仕組みや活動。

**パブリックコメント** : 住民などの公衆の意見を言う。  
日本では、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。

## (2) 市民の意見反映

### ① アンケート調査の実施

市内に在住の障害のある人、市内の施設、病院に入所（入院）している障害のある人を対象に、アンケート調査を実施し、日常生活、介護、就労、日中活動等の状況や今後の生活、サービス利用、地域との関わりへの意向等について意見を伺いました。

#### ◆ 調査票の種類

- ア. 在宅調査（18歳以上の在宅で生活をしている人）
- イ. 施設調査（18歳以上の施設に入所または精神科の病院に入院している人）
- ウ. 児童調査（18歳未満の在宅で生活している児童）

#### ◆ 調査対象者

平成23年6月現在、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方の中から無作為で対象者を選びました。

#### ◆ 調査期間

平成23年8月26日～平成23年9月7日

#### ◆ 配布・回収方法

- ア. 在宅調査、ウ. 児童調査については、郵送による配布・回収を行いました。
- イ. 施設調査のうち、入所施設については、郵送による配布・回収を行い、病院については、市の職員が訪問し、聞き取りを行いました。

#### ■ 配布数・回収数・回収率 ■

調査票	配布数	回収数	回収率
ア. 在宅調査	1,174	510	43.4%
イ. 施設調査	270	150	55.6%
ウ. 児童調査	356	159	44.7%
合計	1,800	819	45.5%



## ② 関係団体ヒアリングの実施

障害のある人の保健・福祉関係機関、事業者、団体、グループ活動を行っている方等から、障害福祉施策や計画についての意見を伺いました。

## ③ 障害者フォーラムでのアンケート実施

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるまちづくりについての啓発を目的に、障害者フォーラムを開催しました。同日、参加者に対してアンケート形式により、障害者施策に対する意見を伺いました。

- 実施日 平成 23 年 12 月 20 日
- 実施場所 東広島市市民文化センター
- 参加者数 143 名
- 回収数 74 名

## ④ ※パブリックコメントの実施

計画案について※パブリックコメントを実施しました。

- 実施時期 平成 24 年 2 月 22 日～平成 24 年 3 月 6 日
- 実施方法 計画案をホームページに掲載するとともに障害福祉課及び各支所、各出張所、各図書館、各地域センター、各生涯学習センターに備え付けて実施

## (3) 計画の進捗管理

相談支援事業者、保健・福祉・医療関係者、障害者団体等の関係者、※権利擁護関係者、教育・雇用関係機関の職員等を構成員とする地域自立支援協議会を開催し、本計画の進捗状況等の点検、評価を毎年度行い、この結果に基づいて所要の対策を実施します。

---

パブリックコメント：住民などの公衆の意見を言う。

日本では、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。

権利擁護

：個人の尊厳を守り、権利に関わる様々な問題に対する支援や財産の保護等を支援する仕組みや活動。

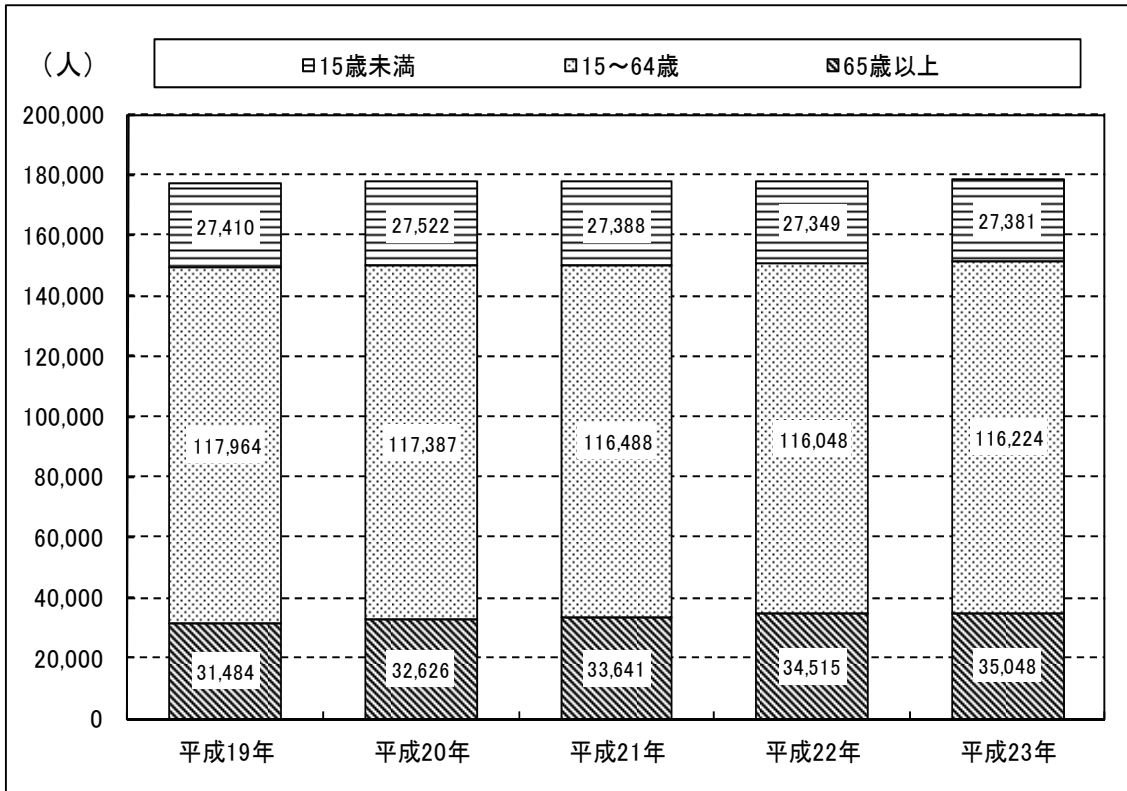
## 第2章 障害のある人の現状

# 1 人口の推移

東広島市の人口は、ここ数年は微増で推移しています。

高齢者人口は、年々上昇しており、高齢化率も平成19年17.8%から、平成23年には19.6%と約2ポイント上昇しています。

■人口の推移■



単位:人

(人数)	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
15歳未満	27,410	27,522	27,388	27,349	27,381
15～64歳	117,964	117,387	116,488	116,048	116,224
65歳以上	31,484	32,626	33,641	34,515	35,048
総人口	176,858	177,535	177,517	177,912	178,653

単位:%

(割合)	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
15歳未満	15.5	15.5	15.4	15.4	15.3
15～64歳	66.7	66.1	65.6	65.2	65.1
65歳以上	17.8	18.4	19.0	19.4	19.6

資料:住民基本台帳人口(毎年3月31日)

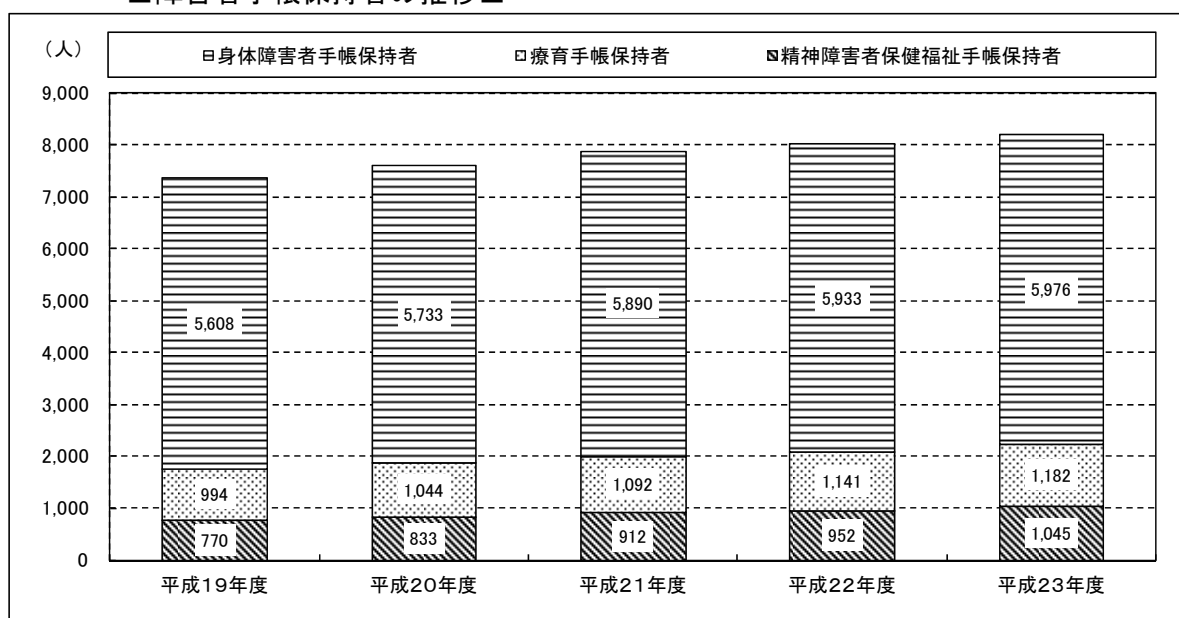
## 2 障害のある人の状況

### (1) 障害者手帳保持者の推移

平成23年度の障害者手帳保持者は8,203人で人口の4.6%を占めています。この中で最も多いのが、身体障害者手帳保持者で5,976人で72.9%を占めています。次いで療育手帳保持者です。

いずれの手帳保持者とも増加傾向で推移しており、伸びが最も大きいのは、精神障害者保健福祉手帳保持者で、平成19年度から23年度にかけて36%の伸びとなっています。

■障害者手帳保持者の推移■



単位：人

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	伸び率 (H23/19)
身体障害者手帳保持者	5,608	5,733	5,890	5,933	5,976	1.07
療育手帳保持者	994	1,044	1,092	1,141	1,182	1.19
精神障害者保健福祉手帳保持者	770	833	912	952	1,045	1.36
合計	7,372	7,610	7,894	8,026	8,203	1.11

#### 人口に占める障害者の割合

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者手帳保持者	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3
療育手帳保持者	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
精神障害者保健福祉手帳保持者	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6
合計	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6

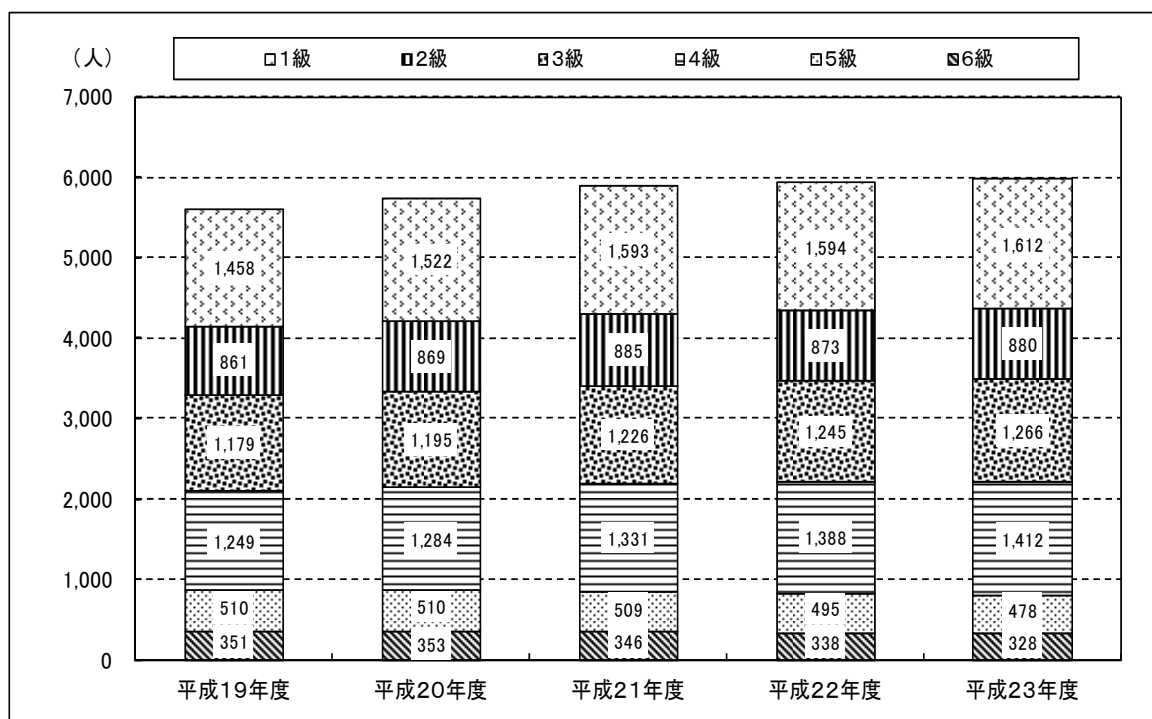
資料：障害福祉課(毎年4月1日)

## (2) 身体障害者数の推移

身体障害者手帳保持者を等級別にみると、最も多いのが1級、次いで4級、3級となっています。

身体障害者手帳保持者全体は増加傾向で推移していますが、級別でこの伸びをみると1～4級はいずれも増加傾向、5級、6級は減少傾向となっています。

■身体障害者手帳保持者の推移■（等級別）



単位:人

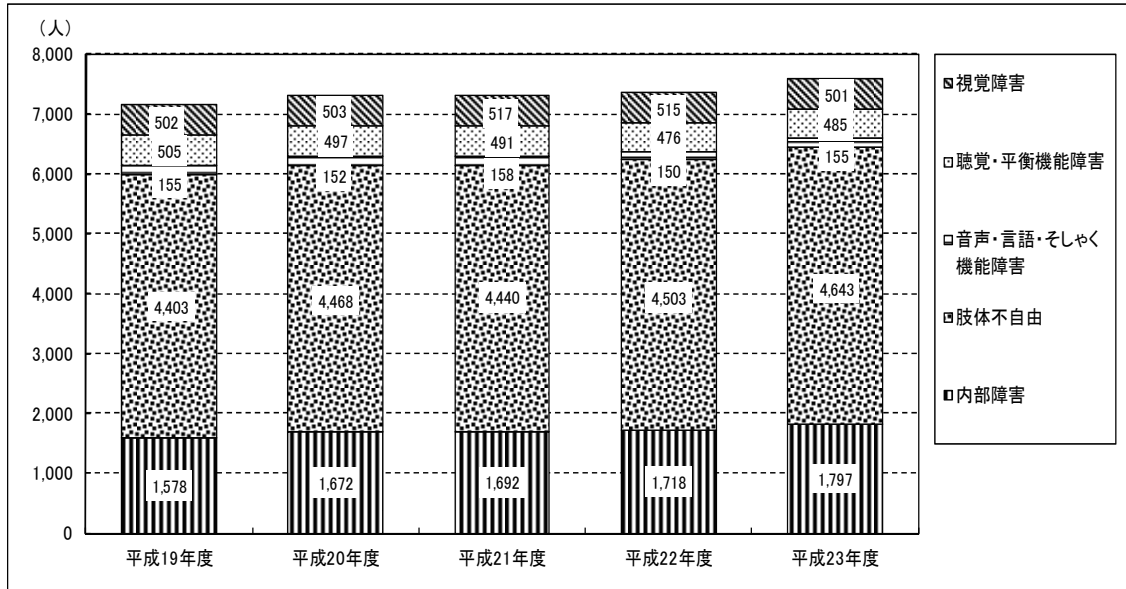
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	伸び率 (H23/19)
1級	1,458	1,522	1,593	1,594	1,612	1.11
2級	861	869	885	873	880	1.02
3級	1,179	1,195	1,226	1,245	1,266	1.07
4級	1,249	1,284	1,331	1,388	1,412	1.13
5級	510	510	509	495	478	0.94
6級	351	353	346	338	328	0.93
合計	5,608	5,733	5,890	5,933	5,976	1.07

資料:障害福祉課(毎年4月1日)

身体障害者手帳保持者を障害種類別で見ますと、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害です。

伸びを見ると内部障害の伸びは最も高くなっています。聴覚・平衡機能障害のみが減少傾向となっています。

■身体障害者手帳保持者の推移■（障害種類別）



単位:人

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	伸び率 (H23/19)
視覚障害	502	503	517	515	501	1.00
聴覚・平衡機能障害	505	497	491	476	485	0.96
音声・言語・そしゃく機能障害	155	152	158	150	155	1.00
肢体不自由	4,403	4,468	4,440	4,503	4,643	1.05
内部障害	1,578	1,672	1,692	1,718	1,797	1.14
合計	7,143	7,292	7,298	7,362	7,581	1.06

資料:障害福祉課(毎年4月1日)

(注) 複数の障害を持っている方がいますので、合計は手帳保持者数と一致しません。

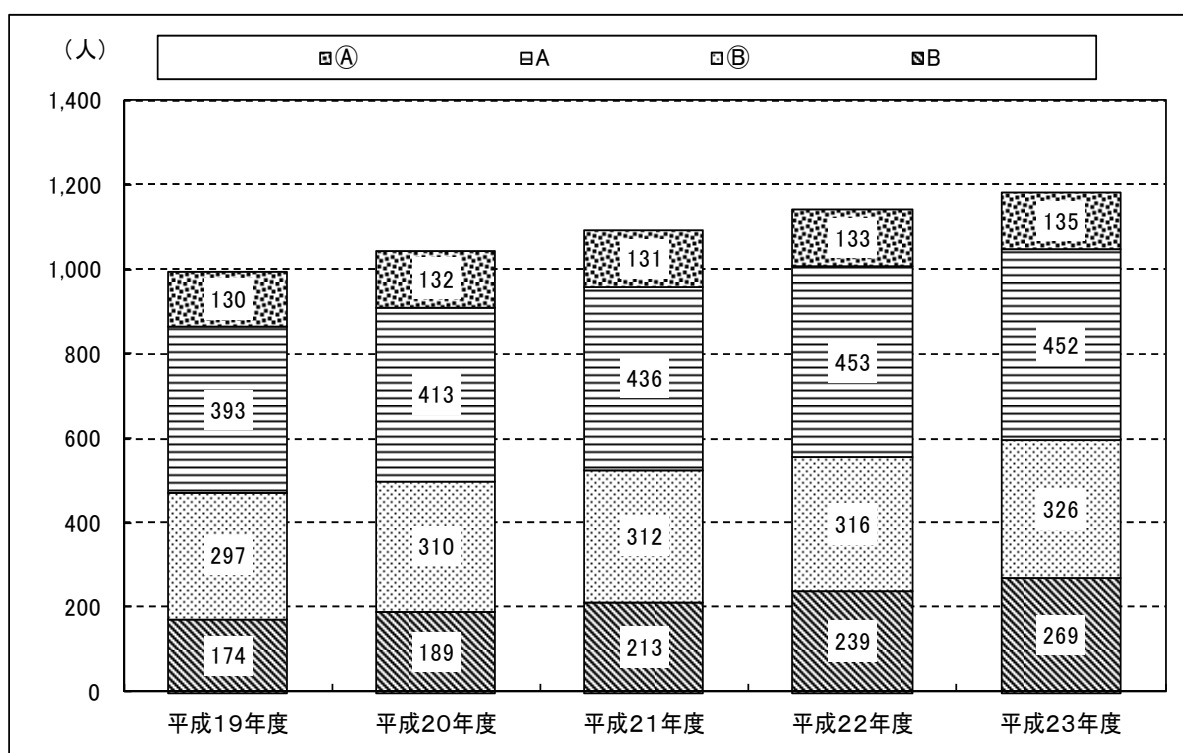
### (3) 知的障害者数の推移

療育手帳保持者を障害程度別にみると、等級のAが最も多く、次いで㉠です。

平成23年度でみると㉠とAを合わせた数は587人で49.7%を占めています。

伸びを見ると、いずれもプラスの伸びとなっていますが、特にBの伸びが大きくなっており、平成19年度から23年度にかけて55%の増加率となっています。

■療育手帳保持者の推移■（障害程度別）



単位：人

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	伸び率 (H23/19)
㉠	130	132	131	133	135	1.04
A	393	413	436	453	452	1.15
㉡	297	310	312	316	326	1.10
B	174	189	213	239	269	1.55
合計	994	1,044	1,092	1,141	1,182	1.19

資料：障害福祉課(毎年4月1日)

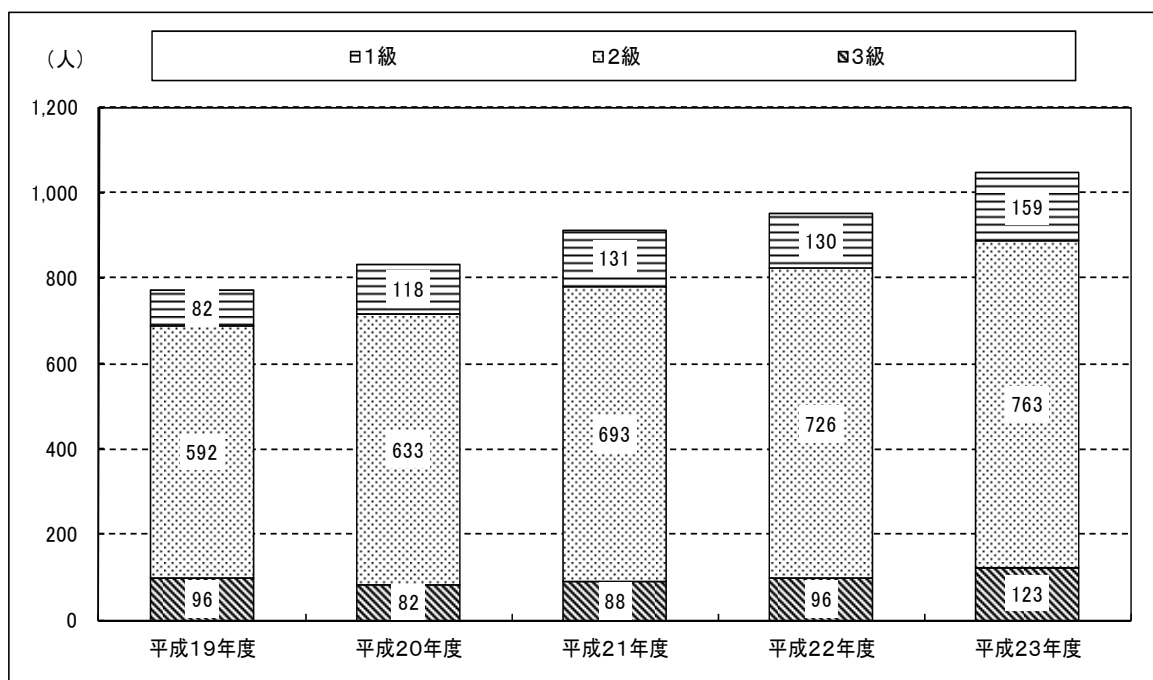
#### (4) 精神障害者数の推移

精神障害者保健福祉手帳保持者は平成23年度で1,045人です。自立支援医療（精神通院）の利用者は1,534人となっています。

手帳保持者を等級で見ると2級が最も多く、平成23年度では763人、73.0%を占めています。

伸びでは、1級の伸びが高く平成19年度から23年度にかけて94%の増加率となっています。

■精神障害者保健福祉手帳保持者の推移■（等級別）



単位:人

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	伸び率 (H23/19)
1級	82	118	131	130	159	1.94
2級	592	633	693	726	763	1.29
3級	96	82	88	96	123	1.28
合計	770	833	912	952	1,045	1.36

自立支援医療 (精神通院)利用者	1,280	1,246	1,184	1,383	1,534	1.20
---------------------	-------	-------	-------	-------	-------	------

資料:障害福祉課(毎年4月1日)



### 3 東広島市障害者相談支援センター相談件数

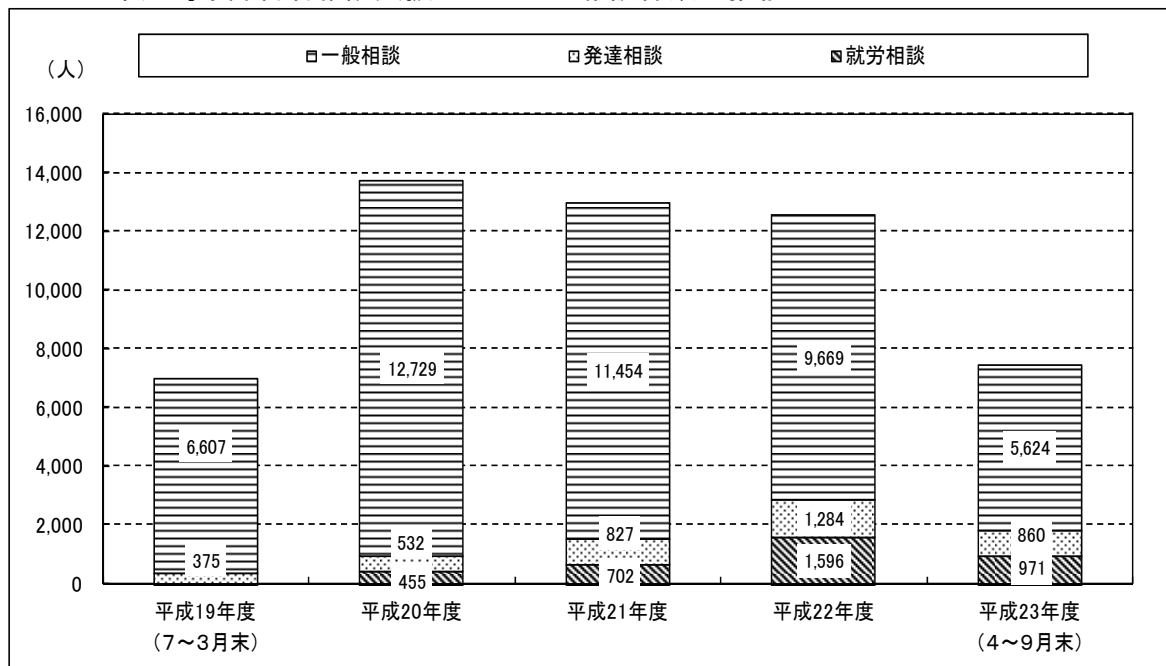
東広島市では、身体・知的・精神の3障害に対応する相談窓口「障害者相談支援センター」を設置しており、障害福祉サービスの需給調整を含めた総合的な相談に応じるとともに、発達障害の早期発見・早期対応など子育て支援機能との連携を図っています。

東広島市障害者相談支援センターの相談件数の推移を見ると、平成20年度が最も多く13,716件となっています。平成23年度は上半期の6か月間の件数が7,455件ですので、年度トータルでみると平成22年度を上回ると見込まれます。

新規人数で見ますと、平成22年度が最も多く631人です。

相談の内訳別で見ると、一般相談が最も多くなっていますが、発達相談、就労相談は年々増加しています。

■東広島市障害者相談支援センターの相談件数の推移



上段: 新規人数  
下段: 延べ人数

年度	平成19年度 (7~3月末)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (4~9月末)	伸び率 (H22/20)
一般相談	(301) 6,607	(471) 12,729	(394) 11,454	(383) 9,669	(245) 5,624	(0.81) 0.76
発達相談	(55) 375	(65) 532	(95) 827	(175) 1,284	(47) 860	(2.69) 2.41
就労相談	(-) (-)	(44) 455	(38) 702	(73) 1,596	(28) 971	(1.66) 3.51
合計	(356) 6,982	(580) 13,716	(527) 12,983	(631) 12,549	(320) 7,455	(1.09) 0.91

## 第3章 計画の全体像

# 1 計画の基本理念

障害のある人もない人も、すべて等しく基本的人権の享有主体として尊重され、差別や偏見を受けることなく自らの生き方や暮らし方を主体的に選び、自分らしく暮らす権利を持っています。

障害のある人が社会生活を営む中で直面する課題は、障害のある人の個人的な課題としてではなく、社会全体の課題として捉えられ、障害のある人は\*合理的配慮や必要な支援を受けながら、障害のない人とともに暮らす権利を持っています。

また、障害のある人は、生涯を通じ展開される包括的なりハビリテーションの下で、持てる能力を最大限に発揮しながら安心して暮らす権利を持っています。

東広島市では、障害のある人もない人も、互いに個性の差異や多様性を尊重し、人格を認め合い共に生活する共生社会が、単に障害の有無ということだけでなく、性別、年齢にかかわらずすべての人にとって暮らしやすい社会であるとの考え方にに基づき、まちづくりの方向性を示します。

## 地域共生のまちづくり

すべての人にとって暮らしやすい社会を目指して

合理的配慮：障害のある人が基本的人権を享有する際に受けられる必要かつ適当な変更や調整等のことであって、個々の障害特性に応じたものであることを意味する。

## 2 基本方針と基本施策

基本理念である「地域共生のまちづくり」を実現するために4つの基本方針とそれに基づいた基本施策を定めました。

### (1) 基本方針1 自分らしく生きる

障害のある人が、主体的に自立生活を送る権利を有する者として尊重され、十分な情報に触れる中で、ライフスタイルを自分の意思で決定し、選択できる環境や仕組みづくりを進めます。

#### 基本施策

- 1 相談機能・情報提供の充実
  - (1) 相談支援体制の強化
  - (2) 情報提供の充実
- 2 権利擁護
  - (1) 虐待の防止
  - (2) 権利擁護の推進
- 3 地域移行・地域定着の推進
  - (1) 地域移行の促進
  - (2) 地域定着の支援

### (2) 基本方針2 支え合い安心して暮らす

障害のある人が住み慣れた地域で暮らしていく上で、必要となる生活支援サービスの提供や居住支援を行うとともに、医療、保健等の専門機関との連携を通じて、生活の基盤づくりを進めます。

また、平成23年3月に起こった東日本大震災を受け、社会全体で防災機運が高まっていることから、障害のある人も障害のない人も地域でともに支え合い、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

#### 基本施策

- 4 暮らしの基盤整備
  - (1) 住まいの確保
  - (2) 地域福祉活動の推進
  - (3) 防災、安全対策の推進
- 5 保健・医療の充実
  - (1) 疾病の予防
  - (2) 早期発見、早期治療・療育体制の確立
  - (3) 医療との連携

### (3) 基本方針3 共に学び、活躍する

障害のある人もない人も、共に学び、様々な経験を重ねる中で成長することができ、文化・スポーツ活動等に参加することで豊かな心を育み、また、それぞれの能力を最大限に発揮しながら活躍できる環境づくりを進めます。

#### 基本施策

- 6 保育・教育の充実
  - (1) 継続性のある支援
  - (2) 就学前の連携強化
  - (3) 特別支援教育の推進
- 7 雇用・就労の充実
  - (1) 就労支援体制の構築
  - (2) 障害のある人の就労に向けた啓発
  - (3) 職業訓練の場と多様な就労機会の確保
- 8 余暇の充実
  - (1) スポーツ・レクリエーション、生涯学習活動の推進
  - (2) 余暇活動の場の確保

### (4) 基本方針4 暮らしやすいまちづくり

障害のある人が、社会において当たり前暮らしを阻害している障壁には、物理的な障壁だけでなく、制度や慣行など社会的な障壁もあります。

これらの障壁が取り除かれた社会は、誰にとっても暮らしやすく、多くのふれあいが生まれる健全な社会であるという認識に立ち、\*ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

#### 基本施策

- 9 社会的障壁の除去
  - (1) ユニバーサルデザインのまちづくり
  - (2) 移動手段の確保
  - (3) コミュニケーション支援
- 10 理解と交流の促進
  - (1) 広報・啓発の推進
  - (2) 交流機会の充実

ユニバーサルデザイン：すべての人にとって、使いやすく分かりやすい、安全・快適な、「もの・まち・サービス」をめざす考え方のこと。

### 3 施策の体系

## 地域共生のまちづくり

すべての人にとって暮らしやすい社会を目指して

#### 基本方針 1 自分らしく生きる

##### 1 相談機能・情報提供の充実

- (1) 相談支援体制の強化
- (2) 情報提供の充実

##### 2 権利擁護

- (1) 虐待の防止
- (2) 権利擁護の推進

##### 3 地域移行・地域定着の推進

- (1) 地域移行の促進
- (2) 地域定着の支援

#### 基本方針 2 支えあい安心して暮らす

##### 4 暮らしの基盤整備

- (1) 住まいの確保
- (2) 地域福祉活動の推進
- (3) 防災、安全対策の推進

##### 5 保健・医療の充実

- (1) 疾病の予防
- (2) 早期発見、早期治療・療育体制の確立
- (3) 医療との連携

#### 基本方針 3 共に学び、活躍する

##### 6 保育・教育の充実

- (1) 継続性のある支援
- (2) 就学前の連携強化
- (3) 特別支援教育の推進

##### 7 雇用・就労の充実

- (1) 就労支援体制の構築
- (2) 障害のある人の就労に向けた啓発
- (3) 職業訓練の場と多様な就労機会の確保

##### 8 余暇の充実

- (1) スポーツ・レクリエーション、生涯学習活動の推進
- (2) 余暇活動の場の確保

#### 基本方針 4 暮らしやすいまちづくり

##### 9 社会的障壁の除去

- (1) ユニバーサルデザインのまちづくり
- (2) 移動手段の確保
- (3) コミュニケーション支援

##### 10 理解と交流の促進

- (1) 広報・啓発の推進
- (2) 交流機会の充実



## 第4章 施策の推進体制



## ◆ 施策の推進にあたって ◆

障害者施策は、福祉、保健・医療、就労・雇用、教育、まちづくり、都市基盤、情報など多岐の分野に及び、また、乳幼児期、学齢期、成年期、高齢期といった生涯を通しての支援が必要となります。

このため、施策の推進にあたって、施策に共通する考え方、及び施策の推進体制を示します。

### 施策に共通する考え方

#### ○ 自己選択と自己決定の尊重

障害のある人は、尊厳を持って、自律的に人生を築いていく権利の主体です。全ての施策において、本人を中心とし、自己選択と自己決定を尊重した施策の展開を推進します。

#### ○ 継続性のあるライフステージ移行支援

一人ひとりのニーズに基づいて個別の支援計画を作成し、年齢や生活環境が変わっても、継続した支援が受けられるような地域の連携体制の構築を推進します。

#### ○ 市民協働によるまちづくり

障害のある人が地域で暮らしていくためには、公的なサービスだけでなく、地域の「支え合い」や「助け合い」など\*インフォーマルなサービスが欠かせません。地域と行政が協働する市民協働のまちづくりを通じて住みよいまちづくりを推進します。

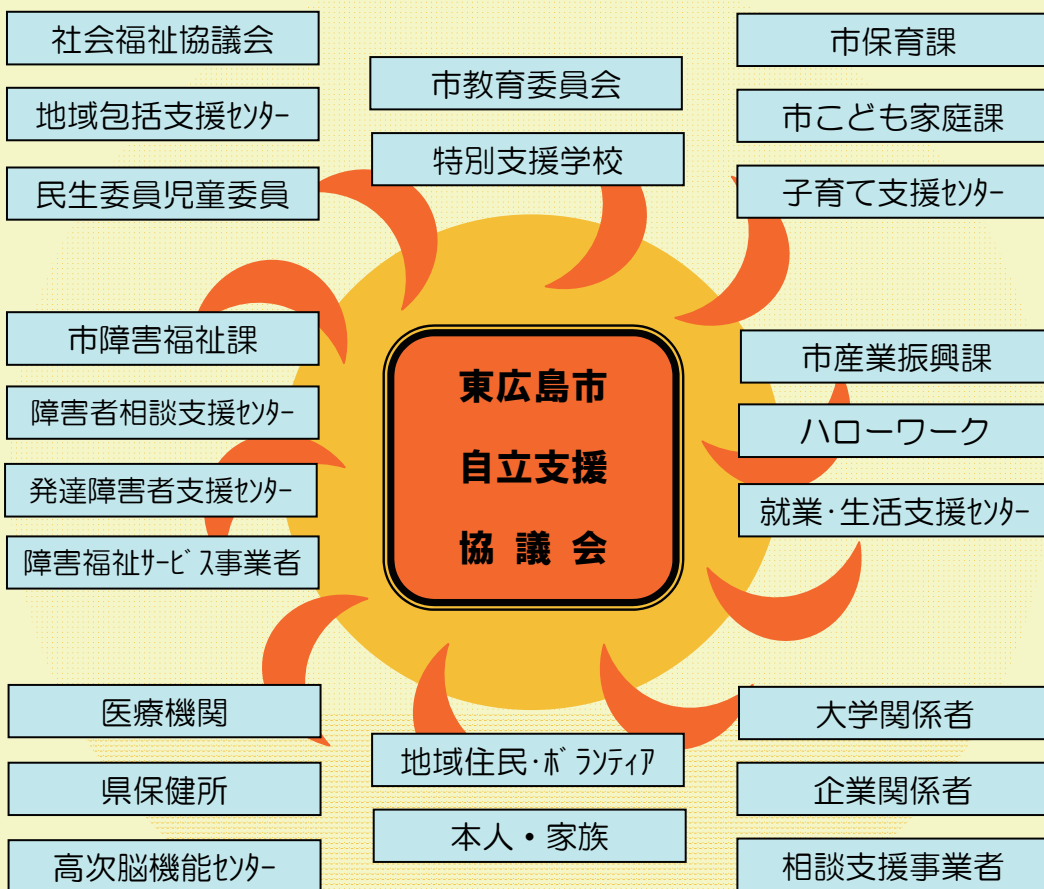
\*インフォーマルなサービス：近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動。

## 施策の推進体制 ①

### ○ 自立支援協議会を核とした取り組み

自立支援協議会は、東広島市内の施設、事業者、関係機関、行政機関、障害のある人や家族などの当事者等広く各方面からの参加を募ります。

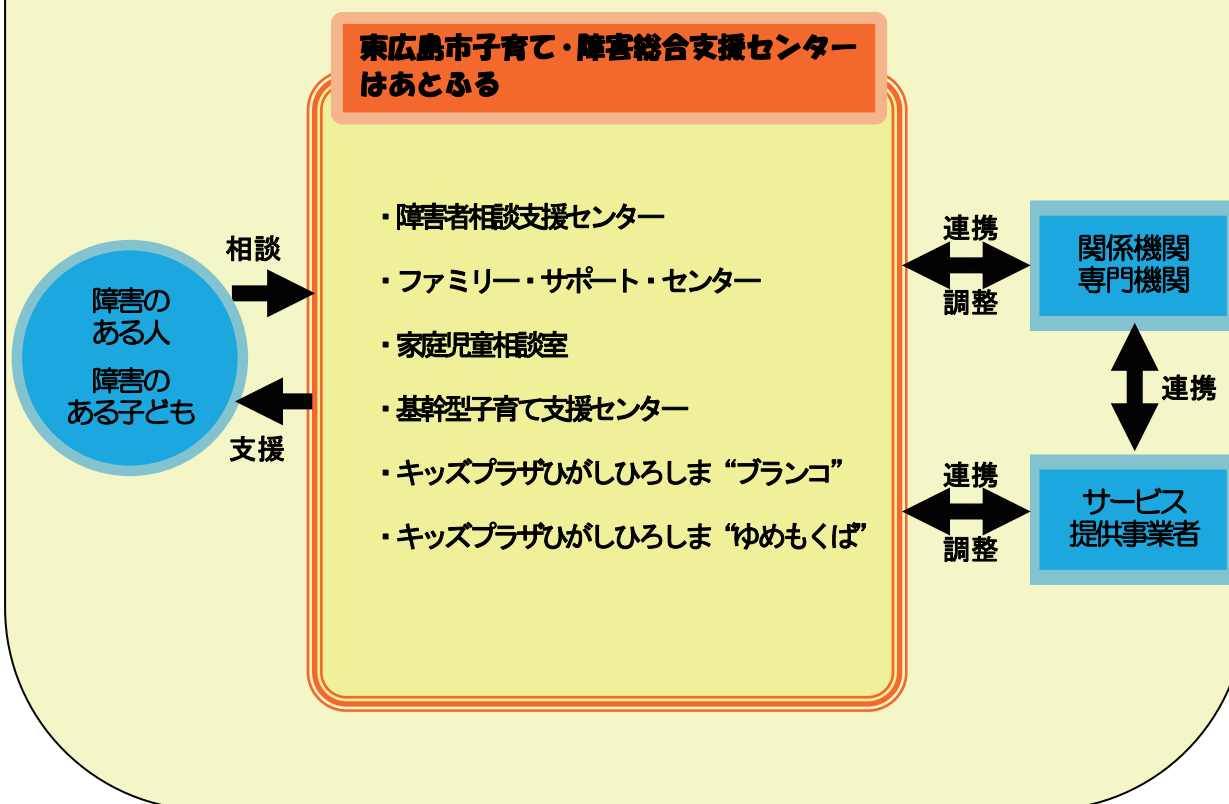
個別の相談支援の事例等についての協議をする中で、課題を共有し、官民共同で解決に向けた取り組みを推進します。



## 施策の推進体制 ②

### ○ 「東広島市子育て・障害総合支援センター “はあとふる”」が支援

「東広島市子育て・障害総合支援センター “はあとふる”」は、子育て支援と障害のある人の地域生活に関する支援を一体的かつ総合的に行う窓口として、また、関係機関と連携する調整窓口としての役割を担います。



## 第5章 基本施策

# 1 相談機能・情報提供の充実

## 現状・市民ニーズ

### 【アンケート調査より】

- 在宅生活をしている人は、生活しやすくするために必要な制度・サービスとして「24時間体制の相談支援・緊急対応」のニーズが最も高く、5割近くになっています。
- 施設で生活をしている人も、地域で生活しやすくするために必要な制度・サービスとして「24時間体制の相談支援・緊急対応」のニーズが最も高く、6割を超えています
- 障害のある子どもで在宅生活をしている人は、障害に気が付いて以降の悩みや不満として「どこに相談すればよいかかわからず1人で悩んだ」という回答が3割ありました。

### 【現 状】

- 東広島市子育て・障害者総合支援センター“はあとふる”を平成19年に開設以降、障害のある人についての相談は毎年10,000件を超えており、相談支援へのニーズは高い状況です。
- 障害者相談支援センターにおける相談件数のうち障害のある子どもの相談の占める割合が年々増加し、4割を超えてきており、相談機関に対するニーズが高くなっています。

## 課題・施策の方向性

- 東広島市子育て・障害者総合支援センター“はあとふる”は、子育て支援機能と障害者相談支援機能を併せ持っています。連携を取りながら、障害の診断を受けていない子どもから障害のある子ども、障害のある人に対して、また、障害の種別を問わず、相談に対応するワンストップ窓口として相談支援のニーズに伝えていく必要があります。
- 24時間の相談支援体制や緊急時の対応については、個別のニーズに応じて、対応できる仕組みを整えていく必要があります。
- 障害のある人に対して、適切な時期に適切な情報提供を行う仕組みが必要です。

## (1) 相談支援体制の強化

### ① 重層的な相談支援

東広島市子育て・障害者総合支援センター“はあとふる”と市内の相談支援事業所、及び各障害福祉事業所がそれぞれの機能を持ち、障害のある人の意思を尊重し、連携を取り、支援体制を構築します。

施策名	取組の内容
ワンストップの窓口機能の強化	障害の診断を受けていない子どもや発達障害を含めた障害のある子ども、また障害のある人及びその家族に対して、障害の種別を問わず、相談に対応するワンストップ窓口として、東広島市子育て・障害者総合支援センター“はあとふる”の機能を強化します。子どもの相談に対して、子育て支援関係機関とともに、子ども発達相談を行います。
身近な地域における相談機関の確保	生活している身近な地域において、日常的な相談に対応する相談支援事業所を確保します。
障害者自立支援法の地域相談支援による24時間サポート	障害者自立支援法による地域相談支援により相談支援体制の確保を図ります。
障害特性に合わせた支援	障害特性に応じて、相談支援の方法等の配慮を行い、ニーズに応じた支援を行います。
市役所窓口での相談支援	障害のある人からの相談に対して、市役所窓口にろうあ者専門相談員、福祉サービス利用支援員を配置します。

### ② ※エンパワメント支援事業

地域で生活している障害のある人の自己決定・自己選択を支援するために、当事者が相互に支援する仕組みを創出します。

施策名	取組の内容
※ピアサポーターによる相談支援	地域で暮らす障害のある人が、同じ障害を持つ仲間の相談に乗り、地域生活について助言し、サポートする体制を整備します。
当事者活動支援（グループ活動、自立支援協議会への参加、交流の場の提供）	当事者活動を推進し、相互支援する仕組み、当事者の意見を反映させる仕組みの創設を目指します。

ピア : 仲間、同じ背景をもつ同士という意味で、ここでは障害のある人同士を指している。  
 エンパワメント : 個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

### ③ 家族に対する支援

障害のある人や障害のある子どもの家族も地域で生活し続けるために、相談支援専門員等による相談支援や家族同士が相互に支援する仕組みを創出します。

施策名	取組の内容
障害のある人及び家族向けのQ & Aの作成	障害のある人の参加により、障害のある人及び家族向けのQ & Aを作成します。
家族の集まれる場所の確保及び活動の周知	気軽に家族が集まれる沙龙的な活動ができる場所を確保します。また、その活動を広報等で周知します。

### ④ 障害福祉サービスを利用しない人への相談支援

障害福祉サービスを利用しない人は、相談支援事業によるサービス利用計画作成の対象外となりますが、必要な人へは適切な相談支援を提供する体制を確保します。

施策名	取組の内容
支援が必要な人に対して、継続的な相談支援窓口の確保	障害福祉サービスを利用しない人であっても、地域での自立生活を続けていくために、継続的な相談支援が必要な場合があります。東広島市子育て・障害者総合支援センター“はあとふる”を中心とし、市内の相談支援事業所などの継続支援をする相談窓口を確保します。

### ⑤ 相談支援専門員の質の向上

相談支援を行う相談支援専門員が、障害のある人を中心とした支援を行うために、市内の相談支援専門員の質向上を目指します。

施策名	取組の内容
※ケアマネジメントの質向上、連携強化のための研修会の開催	市内の相談支援専門員を対象に、事例検討会や研修会を開催します。また、研修の場を活用して、事業所間の連携強化ができる関係をつくります。

ケアマネジメント：利用者のニーズに対し、適切で効果的な支援を行うため、各種サービスを調整すること。

## (2) 情報提供の充実

### ① 適切な情報提供

障害のある人が安心して地域で生活するために、必要なときに、必要な情報を得ることができる体制づくりを行います。

施策名	取組の内容
障害のある人に関する情報がわかりやすいパンフレット等の作成	24 時間の電話相談に対応している窓口の情報や障害者手帳に付随する福祉サービス、相談支援のプロセス、障害のある人の支援に関わる関係機関などの情報を集約したパンフレット等を作成し、わかりやすい情報提供に努めます。
広報紙の障害特性への配慮	広報紙の音訳、点訳、※SPコード化やホームページの音声読み上げ機能、色彩変更機能など障害特性に配慮した情報提供を行います。

### ② 当事者発信の情報提供

障害者福祉に関する事項で、障害のある人自身が、欲しいと思う情報を当事者の目線で提供できる機会を創設します。

施策名	取組の内容
障害のある人自身からの情報提供ができる機会の創設	Q & Aの作成やホームページの作成など障害のある人自身から情報提供できるしくみを創設します。

SPコード：文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用の読取装置をあてると音声で文字情報を読み上げる。印刷物に添付することにより視覚障害のある人にも情報の提供ができるようになる。



## 2 権利擁護

### 現状・市民ニーズ

#### 【アンケート調査より】

- 在宅生活をしている人のうち、差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある人は、半数を超えています。その際、誰かに相談した人としなかった人はほぼ同数で3割弱、どこに言えばよいかわからなかったと回答した人が6%ありました。
- 施設で生活している人は、半数以上が差別を受けたり、嫌な思いをしたことがないとの回答でした。
- 在宅生活をしている人に対して、\*権利擁護の制度を知っているかを尋ねたところ7割以上の人が知らないと回答しています。

#### 【現状】

- 平成23年6月17日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成24年10月1日より法施行となります。
- さらに、平成23年8月5日「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立し、障害者権利条約批准に向けての動きが進んできているところです。

### 課題・施策の方向性

- 市として、障害のある人への虐待に関して、虐待の防止、虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を行う必要があります。
- 差別や嫌な思いをしている障害のある人は、30%以上にのぼり、そのことを相談できなかった人が多い状況で、相談する窓口をわかりやすくする必要があります。

権利擁護：個人の尊厳を守り、権利に関わる様々な問題に対する支援や財産の保護等を支援する仕組みや活動。

## (1) 虐待の防止

### ① 障害者虐待防止センターの設置

発生の予防から、早期発見・早期対応、一時保護機関との連携及び養護者への支援を行う拠点として、東広島市の「障害者虐待防止センター」を平成24年10月(予定)に整備します。

施策名	取組の内容
虐待に関する相談窓口の開設	障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する相談窓口を設置し、障害のある人や家族、支援者等からの相談に対応します。また、必要に応じて訪問による相談を行います。
児童・高齢者の虐待関係部署との連携体制づくり	児童虐待、高齢者虐待の対応を行っている部署と連携し、対応できる体制を整備します。また、関係機関との連携会議を開催します。
養護者を支援するしくみ	虐待防止のために養護者(家族)のストレスを解消できる場の設定及び相談しやすいしくみを検討します。

### ② 支援者のスキルアップ

障害のある人の虐待を防止するために、支援者の専門性を高める必要があります。

施策名	取組の内容
支援者の専門性を高める体制整備	支援者に対して、虐待に関する研修への参加を促すとともにケース検討会等を行うことでスキルアップを図ります。

### ③ 虐待防止についての啓発

障害のある人に対する虐待はどこでも起きる可能性があることを広く周知し、障害のある人、家族、支援者、すべての市民に対して虐待防止の啓発を行います。

施策名	取組の内容
障害のある人への虐待防止に関する啓発	広報紙、リーフレット等を活用して、障害のある人に対する虐待防止について広く周知します。また、障害特性を知らないために起こる虐待を防止するための啓発に取り組みます。

## (2) 権利擁護の推進

### ① 権利意識を高める支援の強化

権利について正しく知り、自分らしく生きることを尊重します。

施策名	取組の内容
※ピアサポーターによる啓発活動	障害のある人の意識の向上及び権利を守るために、※ピアサポーターによる障害のある人の※権利擁護を促す啓発活動を行えるよう支援します。
事例集やパンフレットの作成	具体的な事例や守られるべき権利について、事例集等を作成し、啓発を図ります。
支援者の専門性を高める体制整備	支援者に対して、※権利擁護に関する研修への参加を促し、スキルアップを図ります。

### ② 権利を守るシステムの創設

権利を侵害されていても、個人では、それを発言することができない障害のある人もいます。誰でも等しく権利が守られるような仕組みが必要です。

施策名	取組の内容
生活サポート事業の活用	障害のある人が地域生活において受ける恐れのある権利侵害の防止を図るために、生活協力員を相談員として派遣します。
権利擁護（※オンブズパーソン）制度創設へ向けての検討	障害のある人が、入所施設、病院、グループホームや自宅及び就労の場所等で安全安心な暮らしを送るために、障害のある人の求めに応じて第三者が訪問、面会する仕組みづくりに向けた検討を行います。

### ③ 相談窓口の紹介

差別や権利侵害を受けた際に、障害のある人や家族、支援者だけで抱え込まないように相談できる窓口を紹介します。

施策名	取組の内容
権利擁護等の窓口の紹介	障害のある人が差別や権利侵害を受けている場合は、東広島市子育て・障害者総合支援センター“はあとふる”で相談に応じるほか、必要に応じて人権相談や広島県総合精神保健福祉センターにつながります。
支援者を支える仕組み	支援者が1人で抱え込まないように、ケア会議や関係機関との連携会議、個別の相談ができる仕組みを整備します。

ピア : 仲間、同じ背景をもつ同士という意味で、ここでは障害のある人同士を指している。  
オンブズパーソン : (オンブズマン)「代理人・代弁人」の意味で、福祉サービスでの苦情対応やサービス改善の取り組みや、施設利用者の意見や要望をサービス改善に活かす日常的な権利擁護の取り組みを行うもの。

④ ※成年後見制度等の普及、啓発、利用促進

※成年後見制度について、周知します。

施策名	取組の内容
※成年後見制度利用支援事業の実施	※成年後見制度の利用が必要と認められる場合には、関係機関と連携して、必要な援助を行います。
権利擁護センターとの連携	東広島市社会福祉協議会が設置する権利擁護センターとの連携により、成年後見制度の普及、啓発を促進します。

---

成年後見制度：判断能力が不十分とされる方に対して、家庭裁判所が法律の定めに従い本人を援助する者（成年後見人等）を選任し、本人を代理するなどの権限を与えることによって本人を保護する制度。

### 3 地域移行・地域定着の推進

#### 現状・市民ニーズ

##### 【アンケート調査より】

- 施設・病院で生活している人のうち、施設・病院を出てからの暮らしについて話を聞いたことがない人が、49%となっています。
- 施設・病院を出て、地域で生活したい希望を持っている人のうち、5割はその時期については、「わからない」と回答しています。また、6か月以内に退所・退院したい人は、18%となっています。
- 現在、退所・退院できない理由として4割が、「自分の体調が安定しないこと」を挙げています。その他、金銭管理や家族等関係者からの反対を理由として挙げている人が3割程度となっています。

##### 【現状】

- 施設・病院に長期に入所・入院している人のうち、そこでの生活に慣れているため、環境や人間関係の変化を避けたいと思い、退所等を希望しない人がいます。
- 施設の新体系移行の際に、退所するケースが多く、新体系移行が終了する平成24年度からは、更なる取り組みが必要です。

#### 課題・施策の方向性

- 「障害があるから」という理由で、住む場所が決められてしまうのではなく、「障害があっても」自分が望む生活を送るために、一人ひとりにあった支援を行います。
- 地域移行の取り組みを進めるためには、入所施設や精神科病院の関係者、及び長期に入所・入院中の障害のある人に対して、地域からの働きかけが必要です。
- 取り組みを進めるために、自立支援協議会での協議等を行い、より多くの障害のある人が、安心して、地域で、自分らしく、暮らし続けるための施策を講じる必要があります。

## (1) 地域移行の促進

### ① 地域移行をイメージできる情報提供

長期間の入所・入院をしている障害のある人は、地域での生活に関する情報を持っていない場合が多く、自身が地域で生活するイメージを持ちにくい状況があります。地域生活を知ることを目指し、取り組みを進めます。

施策名	取組の内容
施設関係者、病院関係者との調整	地域移行に向けての体制を整備するために、施設等へ出向き、調整や情報提供を行います。
入所施設、病院等と相談機関の連携	障害のある人に地域移行の希望がある場合には、関係機関が連携して、必要な情報提供を行います。
わかりやすい説明のためのツール作成	地域移行するまでの準備や支援機関等をわかりやすくした説明ツールを作成します。
障害のある人からの情報提供	地域で暮らす障害のある人と入所者、入院者との情報交換を目的として、交流会（施設内・院内茶話会）を行います。また、障害のある人の家族に対して、地域で暮らす障害のある人からの情報を提供します。

### ② 退所・退院する機会がなかった人への支援

長期の入所・入院をしている人の中には、様々な事情により退所・退院の機会のないまま加齢してきた人もいます。希望する人に対しては、ニーズに応じて支援を行います。

施策名	取組の内容
高齢障害者へのアプローチ	障害者相談支援専門員と介護保険の介護支援専門員が協働して、退所・退院希望する障害のある人に対して支援を行います。
地域移行支度経費支援事業	障害者自立支援特別対策事業を活用し、地域へ移行する障害のある人の物品購入費の助成を行います。

### ③ ※ピアサポート体制の充実

地域で暮らす障害のある人が、施設や病院で暮らす障害のある人と関わることでより地域移行が促進されます。※ピアサポート体制を充実し、施設や病院で暮らす障害のある人が地域移行した際、同じ仲間として支え合うつながりをつくります。

施策名	取組の内容
※ピアカウンセリング事業の実施	ニーズに応じて、入所施設等においても※ピアカウンセラーによる相談を行います。
精神障害者の※ピアサポーターの養成及び活動支援	精神障害のある人を※ピアサポーターとして養成し、精神科病院での院内茶話会や地域での体験発表などの活動支援を行います。

### ④ 1人暮らし体験制度

1人暮らしを体験することにより、地域生活がイメージできるようになり、地域移行への自信につながります。

施策名	取組の内容
1人暮らし体験制度の創設	1人暮らしが体験できるシステムの創設に向け検討を行います。
家財道具のリース制度	1人暮らし体験時に必要な家財道具をリースする制度について検討します。

## (2) 地域定着の支援

### ① 新たな社会的入院を防ぐ支援

長期入院とならないために、障害のある人本人の意向や周囲の状況など必要な調整を行います。

施策名	取組の内容
退院後の生活を見越した入院支援	入院時に退院後の生活をイメージできるよう、入院早期から病院、関係機関と連携した支援を行います。
ひきこもりがちな人への支援	相談に応じて、訪問等を行います。また、必要に応じて医療へつなげる支援を行います。

ピア：仲間、同じ背景をもつ同士という意味で、ここでは障害のある人同士を指している。

## ② 地域で生活し続けるための支援

退所、退院した後、地域にいる仲間や相談機関がサポートする体制を提供します。

施策名	取組の内容
ピアカウンセリング事業の実施	地域生活での悩みなどピアカウンセラーによる相談を行います。
相談機関についての情報提供、支援関係づくり	現在は支援を必要としていなくても、いつでもSOSを出せる相談機関についての情報提供、及び必要な人には訪問や面接等を行い、支援関係づくりに努めます。

## ③ 緊急時に対応できる体制づくり

急な体調の変化や生活の中の困りごとに対応できるよう体制を整えます。

施策名	取組の内容
医療機関、関係施設との連携	緊急時の対応が必要だと見込まれる場合は、事前にケア会議等を開催し、連携体制を整えます。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施	夜間や休日に対応が必要な障害のある人に対して、相談支援機関による支援を行います。
関係機関の緊急対応体制づくり	東広島市障害者緊急保護等居宅生活支援事業を活用し、緊急であっても短期入所が利用できるよう支援します。緊急時に対応できるヘルパーの登録制度についても検討します。



## 4 暮らしの基盤整備

### 現状・市民ニーズ

#### 【アンケート調査より】

- ・ 在宅生活をしている人の将来の暮らしの場所としては、すべての障害において「持ち家」での生活を望む傾向にあります。知的障害のある人は、ケアホームや施設での暮らしを望む傾向もあります。
- ・ 在宅生活をしている人が地域で暮らしていくための住宅対策として望むことは、「緊急事態には、夜間や休日などでも支援が受けられること」が1番多く、2番目以降は、身体障害のある人は「住宅改修費の助成制度の充実」、知的障害のある人では、「グループホーム、ケアホームの整備」、精神障害のある人は、「アパートを借りるための保証人」を望んでいます。
- ・ 在宅生活をしている人のうち、災害対策を何ら講じていない人が全体で60%を超えています。
- ・ 災害時に不安なこととして、「避難場所まで行くことができない」、「災害時の連絡方法・連絡先がわからない」がどの障害でも上位を占めています。また、知的障害のある人や精神障害のある人については、3割の人が「避難場所におけるパニックに陥ることが心配」と回答しています。
- ・ 災害時の避難支援のために、個人情報登録する制度があれば、利用したいと6割の人が回答しています。

#### 【現状】

- ・ グループホーム、ケアホームの整備は進んでいますが、入居を希望する障害のある人は、増加しています。
- ・ 災害時要援護者避難支援プランの対象となる障害のある人は、3,200名余りと想定されていますが、すべてを支援するためには、地域での協力が欠かせません。
- ・ 聴覚障害のある人等は、災害時の情報不足等により不安を強く感じています。

### 課題・施策の方向性

- ・ 障害のある人が単身であっても、地域で安心して暮らすことができるように、障害福祉サービスの充実を図るとともに、必要に応じて緊急時の対応が取れるよう、体制を整備する必要があります。
- ・ 居住の場所を確保するためには、公的サービス以外の民間事業者の理解と協力も不可欠です。また、地域での生活を継続するためには、ボランティア等の協力も必要です。
- ・ 大きな災害時は、多くの人が支援を求める状況となります。障害のある人の支援が遅れることのないように、平常時から対策を講じる必要があります。

## (1) 住まいの確保

### ① 住宅確保支援

障害のある人本人が希望する場所で、希望する形態で暮らすためには、住宅を確保することが必要です。様々な理由により、住宅を確保することが困難な人に対して支援を行います。

施策名	取組の内容
障害福祉サービスによる確保	障害福祉サービスの共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）の支給決定及び福祉ホーム入居により、住まいの場を確保します。
空きアパートの活用について検討	不動産業者等に障害のある人の入居について、理解を求めています。また、障害のある人の地域生活の場を確保するために、市内にある空室のアパートを活用できるよう不動産業者等との連携を検討します。
市営住宅	東広島市住宅マスタープランに基づき、福祉施設併設型市営住宅の整備を検討します。 障害のある人も市営住宅に入居しやすくなるように、市営住宅入居の際、優先的な選考を行うよう配慮します。
グループホーム等の整備	社会福祉施設等施設整備費補助金制度を活用し、グループホーム等の整備を推進します。

### ② 保証人制度創設へ向けての検討

保証人を確保できないために、地域で住まいの場を確保できない人がいます。保証人制度を創設することにより、住まいの場を確保しやすくなるよう検討を進めます。

施策名	取組の内容
保証人制度創設へ向けての検討会の開催	*あんしん賃貸支援事業や*家賃債務保証制度の活用など保証人制度創設へ向けて関係者による検討会を開催します。

### ③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の充実

賃貸借契約による一般住居への入居を希望しながらも、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害のある人又は精神障害のある人に対して入居に必要な調整等を行う住宅入居等支援事業の更なる充実を図ります。

施策名	取組の内容
住宅入居等支援事業の委託先の拡大	事業を委託する法人を増やすことにより、住宅入居等支援事業による支援を受けやすくします。

あんしん賃貸支援事業：賃貸住宅への入居の制限を受けやすい人のために、行政、NPO等の支援団体、仲業者の連携により入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録や各種サポートを行う事業。

家賃債務保証制度：入居を受け入れることとしている賃貸住宅について、滞納家賃についての保証を行う制度。

## (2) 地域福祉活動の推進

### ① 暮らしの支援

地域での暮らしを継続していくためには、既存の障害福祉サービスのみではカバーできない部分があり、市独自で、暮らしを支援する仕組みが必要になります。

施策名	取組の内容
緊急時の支援	東広島市障害者緊急保護等居宅生活支援事業を活用し、緊急であっても短期入所が利用できるよう支援します。
グループホーム等から単身生活へ移行する際の支援	グループホーム等から1人暮らしへ移行する際に、利用していたグループホーム等職員から一定期間の支援を受けられるしくみの検討を行います。
日常生活用具給付費による住宅改修制度	地域移行をする障害のある人に対して、住宅改修の必要な場合、給付費の増額を行います。

### ② ボランティアの育成、活動支援

障害のある人が様々な活動をする中で、ボランティアのかかわりは欠かせません。市民が気軽にボランティア活動に参加できるよう支援します。

施策名	取組の内容
社会参加促進事業によるボランティアの育成	精神障害のある人のボランティア講座等や障害のある子どもの活動支援に対するボランティア育成に努めます。
ボランティアの活用	市の「ボランティア活動支援センター」や東広島市社会福祉協議会での「あったか応援センター」の機能を活用します。障害のある人とボランティア相互のニーズに応じた活動ができるようコーディネートを行います。また、ボランティア同士の情報交換や交流支援を行います。
障害のある人のボランティア活動参加支援	ボランティア活動を希望する障害のある人に対して、活動への参加支援を関係機関とともにを行います。

### ③ 障害福祉サービス提供体制の充実

障害のある人が、地域で安心して暮らすために障害福祉サービス提供体制の充実を図ります。

施策名	取組の内容
障害福祉サービスの提供	障害のある人の生活を支えるために、障害者福祉関係施設等による障害福祉サービスを適切に提供します。
ヘルパー等支援事業の実施	障害のある人の生活を支える居宅介護事業所の介護職員（ヘルパー等）は、人材不足が続いています。障害福祉サービスの提供を安定して行うために、また、障害特性に応じた支援が提供できるように障害福祉に関わるヘルパーの研修等を支援します。

### (3) 防災、安全対策の推進

#### ① 災害対策

大きな災害が発生した際は、障害のある人などの要援護者が犠牲となることが予想されます。いざというときのために、平常時から対策に努めます。

施策名	取組の内容
東広島市災害時要援護者避難支援プランの策定	東広島市災害時要援護者避難支援プランに基づき、障害のある人の災害時避難支援対策を推進します。
災害時要援護者避難支援プラン個別計画作成の推進	東広島市災害時要援護者避難支援プランに基づいて作成する災害時要援護者避難支援プラン個別計画の作成を推進します。
障害特性に応じたマニュアル作成	災害時に障害特性に応じた必要な配慮がなされるために、マニュアルを作成します。
支援者がわかる表示の作成、配布	災害時に手話通訳者や要約筆記者として支援することができる者が、避難場所等においてわかるよう腕章等を作成し、配布します。
避難場所への聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴン）の設置	市内の避難場所へ聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴン）を設置し、災害時には優先して視聴できるよう配慮します。
インフォメーションサービスによる情報提供	聴覚障害者インフォメーションサービス事業により、災害時の緊急情報の提供を行います。
災害ボランティアセンターとの連携	東広島市社会福祉協議会の設置する「災害ボランティアセンター」と連携し、災害対策を推進します。

## ② 防災対策

災害が起こる前に準備をしておくことで、混乱を最小限にとどめられるよう働きかけます。

施策名	取組の内容
東広島市地域防災計画に基づく整備	東広島市地域防災計画に基づき、関係機関と連携して防災対策を推進します。
障害のある人が参加する防災訓練	市内で実施される防災訓練の際に、地域で暮らす障害のある人の参加を促進します。
個人での防災対策の啓発	避難場所の確認や障害のある人自身が個々に必要な非常時持ち出し用品の準備、医療や必要な配慮に関する情報も含めた個人情報シートの作成など、平時から災害に対する準備を進めます。

## ③ その他の安全対策

障害のある人が事件や事故に巻き込まれることのないよう施策を講じます。

施策名	取組の内容
悪質商法等の被害予防	障害のある人が悪質商法等に巻き込まれないように、適正な情報提供や消費生活センターの紹介などを行います。
緊急通報システム事業の実施	1人暮らしの重度の身体障害のある人等に対して、緊急通報システムを貸与し、緊急時に通報できるしくみを確保します。

## 5 保健・医療の充実

### 現状・市民ニーズ

#### 【アンケート調査より】

- 将来の生活で不安なこととして「自分の健康について」を挙げる人が5割を超えています。
- 障害のある子どものうち、障害に気付いた時期は、乳幼児健診で3割近くあります。保育所（園）・幼稚園入園時期までには、約5割の保護者が障害に気付いています。
- 障害のある子どものうち、障害に気が付いて以後の悩みや不満では、「育児を支えてくれる支援機関がほしいと思った」が1番多くなっています。

#### 【現 状】

- 医療ケアが必要であっても、在宅生活をしている障害のある子どもは、増加してきています。
- 乳幼児健康診査などで、所見が見られる場合は、発達障害者支援センターやこども家庭センター、医療機関等の専門機関と連携しながら相談や療育へと結びつけています。
- 平成24年4月から、障害のある子どもの通所系サービスが児童福祉法に一元化されることになり、新たに保育所等訪問支援や放課後等デイサービスといったサービスが創設され、障害児支援の強化が図られることとなります。
- 食生活の変化等により、障害のある人の生活習慣病が増加してきています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者や障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）を受給している人が急増しています。
- 市内に発達障害の診断を行う専門医療機関が少なく、診断を受けるまでに6か月～1年待ちの状況です。

### 課題・施策の方向性

- 妊娠時期からの健康管理、乳幼児健診後から経過観察を行うため、母子保健事業との連携を図ります。
- 障害に対する地域の共通理解を進めます。また、早期に子どもの障害に気付いた保護者に対して各家族の背景に合った対応方法をわかりやすく説明するとともに、子どもが育つ将来イメージを示し、障害受容と療育につなげる必要があります。
- 訪問診療や訪問看護との夜間、休日の連携体制が課題となっています。

## (1) 疾病の予防

### ① 予防接種の実施

予防接種の実施により、病気の発生の予防に努めます。

施策名	取組の内容
接種の啓発	予防接種についての啓発を行います。
予防接種経費の助成	乳幼児及び高齢者に対して、予防接種の経費を無料または、一部助成します。

### ② 健康診査の実施

健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

施策名	取組の内容
乳幼児健康診査等の実施	生後3か月、1歳6か月、3歳など適正な時期に健康診査を実施します。また、生後6か月にはアンケートによる運動発達調査を行います。
就学前健康診査の実施	小学校就学前に健康診査を実施します。
元気すこやか健診の実施	市民を対象とした元気すこやか健診を実施します。
健康診査の受診率向上	各健康診査の受診率向上へ向け、啓発等の取り組みを行います。

### ③ 日常的な健康管理の啓発

健康の自己管理を行うことができるよう啓発に努めます。

施策名	取組の内容
健康づくりの取り組み	東広島市健康増進計画に基づき、健康づくりに取り組みます。
妊娠中の健康管理	母子健康手帳の交付や、保健指導、母親学級を実施します。
食育の推進	食育推進計画を策定し、ライフステージに応じて食育に関する取り組みを推進します。
保健指導の実施	生活習慣病を予防改善するために保健指導を行います。



#### ④ メンタルヘルス対策

ストレスを感じている人や1人で悩んでいる人が、相談できる場を確保し、必要に応じて医療機関等と連携し、早期治療を推進します。

施策名	取組の内容
こころのなんでも相談の実施	こころの病気や、物忘れ、認知症、閉じこもりなどで悩んでいる方やその家族を対象として、専門医による個別相談を行います。
個別相談の実施	東広島市子育て・障害総合支援センター“はあとふる”や地域活動支援センターにおいて、精神障害のある人等で相談を希望する人に対して、個別に対応します。また、必要に応じて、関係機関と連携し対応します。
自殺対策に関する普及、啓発	自殺予防に関する知識の普及や電話相談窓口の情報提供を行います。
ストレスについての啓発	ストレスと健康についての正しい知識を普及、啓発します。

## (2) 早期発見、早期治療・療育体制の確立

### ① 早期発見の推進

障害を早期に発見し、より効果的な治療や療育、機能回復訓練等につなげます。

施策名	取組の内容
乳幼児健康診査、及び事後相談の実施	生後3か月、1歳6か月、3歳など適正な時期に健康診査を実施し、必要に応じて育児相談でのフォローや療育機関への紹介、東広島市子育て・障害総合支援センター“はあとふる”での相談を行います。
就学前健康診査の実施	小学校就学前に健康診査を実施し、必要に応じて、医療機関や子ども家庭センター等との連携を行います。
研修の充実	研修等への参加を通じ、相談にあたる職員の知識の向上に努めます。保健師を対象に発達障害の視点で、*スクリーニング力の向上や保護者への対応方法を学ぶことを目的とした研修を行います。

スクリーニング：特定の疾患を発見するための検査や識別すること。

## ② 療育支援の推進

療育が必要な子どもが、早期に支援を受けられる取り組みを進めます。

施策名	取組の内容
相談機能の充実	東広島市子育て・障害総合相談支援センター“はあとふる”の窓口において各種障害福祉サービスに関する相談、助言、情報提供、相談支援事業所と連携を行います。
早期療育支援	手帳未所持、未診断の幼児であっても、乳幼児健診等で必要が認められる子どもについては、療育につながるよう支援を行います。
身近な地域での支援力向上	身近な地域においても、障害のある子どもに対し、適切な対応が可能となるような仕組みづくりに向けた検討を行います。 子どもの障害について不安を持つ保護者に対して、先輩保護者から助言を受けられる場の提供などを通じて、保護者同士のつながりを支援する体制を作ります。 地域の共通理解を進めるため、これまでの成功事例などを参考にしながら保育所（園）等関係職員のスキルアップに努めます。
児童発達支援	身近な地域で支援を必要とする子どもが療育を受けられる場を提供します。
保育所等訪問支援	保育所（園）等を利用中の障害のある子どもが、集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育（園）等のスタッフに対し、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
聴覚障害児通園助成	聴覚障害のある子どもが市外の療育機関へ通う場合、交通費の一部を助成します。

## （３）医療との連携

地域で生活していく中で、必要となる医療との連携を強化します。

施策名	取組の内容
発達障害の専門医療機関紹介	広島県の作成したリストより、県内の専門機関を紹介する冊子を作成します。
ケア会議の開催	医療ケアが必要な障害のある人には、医療機関、訪問看護との情報共有、連携を行うためのケア会議を開催します。
訪問看護との連携強化	自立支援協議会への参加を依頼するなど日ごろから連携が取りやすい体制づくりに取り組みます。

## 6 保育・教育の充実

### 現状・市民ニーズ

#### 【アンケート調査より】

- 通学先や通所先の個別の教育支援計画や個別支援計画について、知っている人が6割弱の反面、知らないと回答した人が4割弱います。
- 「サポートファイル」については、「知らない」が5割を超えています。所持しているが活用していない理由は、「記入量が多い」、「持ち歩きに不便」などがあがっています。
- 保育や教育を受ける上で保育所（園）、幼稚園、学校職員への要望として障害の理解と指導力の向上、可能な限り通常学級在籍への希望や通級指導教室の希望があり、障害の特性に配慮しながら一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばすための支援が望まれています。

#### 【現状】

- 東広島市子育て・障害者総合支援センター“はあとふる”の設置により、保育・教育機関との連携が取りやすくなりました。
- 広島県統一様式として「サポートファイル」が作成され、東広島市においては、これまでに230部あまりを配布しました。
- 東広島市では、可能な限り障害のある児童・生徒を保育所（園）、幼稚園、小中学校に受け入れる方向で取り組んでおり、特別支援教育等を推進しています。
- 学校における特別支援教育の充実を図るために、特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育にかかる校内委員会の設置、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成及び活用を進めています。
- 国では、共に学び育つ<sup>\*</sup>インクルーシブ教育を原則とした、すべての子どもが地域の学校で学ぶことができる体制と条件整備に向けた検討が進められています。

### 課題・施策の方向性

- 関係機関において、子どもの生活上の困難さや、将来を見据えた支援についての共通認識を醸成する取り組みを強化するとともに将来を見据えた個別支援計画の作成を推進します。
- 継続性のある一体的な支援を行うための情報共有ツールとして今後も「サポートファイル」を活用していく必要があります。
- 一体的な支援を充実させるためには、支援者の資質を向上させる必要があります。

## (1) 継続性のある支援

### ① 将来を見据えた個別支援計画の作成

保育・教育部門との連携を強化し、保護者と将来の自立についてのイメージが共有できる個別支援計画の作成を推進します。

施策名	取組の内容
相談支援窓口の充実	障害のある子どものニーズや特性に応じたサービス等利用計画を作成するとともに利用者の状況に応じたモニタリングの定期的な実施を推進します。
ライフステージ移行に伴うケア会議の実施	生活環境が大きく変わる節目ごとに、関係機関が連携してケア会議を実施します。 市外の特別支援学校との連携を強化し、高等部3年生の移行支援会議の定着を図ります。
共通の※アセスメントシートの活用	発達障害については、広島県が作成した共通の※アセスメントシートの利用に努めます。

### ② サポートファイルの活用

保護者が関係機関で何度も同じ説明を繰り返すことを避け、支援の継続性を保つためサポートファイルを活用します。

施策名	取組の内容
サポートファイル	サポートファイルの周知と利用促進を図るとともに利便性向上に向けた活用方法を検討します。 ケア会議や福祉サービス申請時にサポートファイルを配布するとともにサービス更新時に記載状況の確認に努めます。

## (2) 就学前の連携強化

### ① 情報共有の推進・支援者の専門性の向上

障害のある子どもの成長に応じた支援の充実に努めるとともに支援に携わる職員の専門性の向上に努めます。

施策名	取組の内容
研修会の開催	各研修等への参加を通じ、支援にあたる職員の知識の向上に努めます。 発達障害については、地域の共通理解を進めるため、幼稚園・保育所（園）や学校での研修会実施に努めます。
共通*アセスメントシートの活用	発達障害については、広島県が作成した共通の*アセスメントシートの利用に努めます。
移行支援会議の開催	就学に向け、情報共有を目的に、療育機関を含め、各関係機関で連携し、移行支援会議の開催に努めます。

### ② 保育所（園）及び幼稚園における障害のある子どもの受け入れの推進

保護者からの情報提供により、円滑な集団生活を送ることができるよう支援します。

施策名	取組の内容
保育所（園）及び幼稚園での障害のある子どもの受け入れの推進	障害児保育実施保育所（園）及び障害児受け入れ可能な幼稚園の整備を促進します。また、専門的医療・療育機関との連携を強化します。
保育所等訪問支援	保育所（園）等を利用中の障害のある子どもが、集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育（園）等のスタッフに対し、集団生活に適應するための訓練や指導・支援方法の指導を行います。

アセスメント：事前評価のことで、対象者に関する情報を収集すること。

### (3) 特別支援教育の推進

#### ① 発達障害のある子どもへの教育支援

児童・生徒の自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、学習や社会生活上の困難さを克服するために、適切な指導を通じて、必要な支援を行います。

施策名	施策の内容
研修の充実	通常学級に在籍する発達障害のある子どもへの指導・支援に関する研修の充実を図ります。 地域の共通理解を進めるため、幼稚園、保育所（園）や学校において、保護者等も含めた研修の実施に努めます。
共通アセスメントシートの活用	広島県が作成した共通のアセスメントシートの利用に努めます。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び学校等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や指導・支援方法の指導を行います。
移行支援会議の開催	発達障害のある子ども一人ひとりが学校生活において、必要な配慮が受けられるよう療育機関と教育機関で定期的な連携会議の開催に努めます。
療育と教育の連携強化	毎月1回、東広島市子育て・障害者総合支援センター“はあとふる”と教育機関が連携会議を開催し、情報の共有化を図り、障害のある子ども一人ひとりへの対応の充実を図り、不適応等の早期発見・早期対応に努めます。
特別支援教育サポーターの配置	実態に応じて、通常学級については教育支援員を、特別支援学級については教育補助員を配置します。

## ② 学校教育の充実

障害特性に応じた教育を受けられる体制整備を促進します。

施策名	取組の内容
就学相談・指導の充実	適切な指導・相談のための研究・研修を行います。 就学指導委員会の専門性を向上させます。
特別支援教育体制の充実	特別支援教育等の研修により教職員の資質向上を図ります。
移行支援会議の開催	関係機関で連携し、定期的な移行支援会議の開催に努めます。 一貫性を確認するために、必要に応じてケア会議の開催に努めます。
特別支援学校との連携	特別支援学校への移行については、必要に応じて移行支援会議の開催に努めます。

## 7 雇用・就労の充実

### 現状・市民ニーズ

#### 【アンケート調査より】

- ・ 一般就労については、徐々に実績が伸びてきていますが、障害の種別によって就労条件に差が見られます。
- ・ 障害のある人が働くためには、障害種別に応じた職業訓練と相談等が受けられることと企業側の障害のある人の雇用に対する理解が望まれています。
- ・ 障害のある人の就労状況は様々な取組にもかかわらず、高い水準にはありません。

#### 【現状】

- ・ 東広島市子育て・障害者総合支援センター“はあとふる”、広島中央障害者就業・生活支援センター、ハローワークを中心とした就労支援ネットワークの中で、一人ひとりにあった就労支援・定着支援をしています。
- ・ 東広島市内の民間企業における障害のある人の\*実雇用率は1.75%で、県内平均の1.77%とほぼ同じ水準となっています。また、\*法定雇用率達成企業の割合は65.2%に達しており、県内平均の49.1%と比較すると高い水準となっています。

### 課題・施策の方向性

- ・ 就労支援ネットワークの中での、支援機関それぞれの役割を明確にしながら、障害のある人の「働きたい」という思いに添えていく必要があります。
- ・ 障害のある人の雇用に積極的に取り組んでいる企業に対する支援を行うほか、様々な機会を捉えて障害のある人の雇用の拡大と受入体制の整備に関する啓発等の取組を推進します。
- ・ 福祉的就労については、障害のある人の多様な就業機会を確保する観点から充実を図りつつも、本人の意向を尊重しながら、一般就労への移行を進めていくことが課題となっています。
- ・ 障害のある人一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばしていくため、障害の特性をしっかりと踏まえたきめ細かい就労支援を行う必要があります。また、就労への動機付けや本人に適した就労の場が選択できる支援を行う必要があります。

実雇用率 : 各企業の雇用常用労働者に対する雇用する身体・知的・精神障害のある人の割合。  
法定雇用率達成企業 : 障害者雇用促進法によって定められた「企業において達成すべき雇用する身体・知的・精神障害のある人の割合の基準（法定雇用率）」を達成している企業。（現行の法定雇用率は常用労働者56人以上の民間企業で1.8%）



## (1) 就労支援体制の構築

東広島市における障害のある人の就労支援機関が、連携してそれぞれの役割を果たしながら、障害のある人の就労を総合的に支援する体制を構築します。

施策名	取組の内容
就労支援コーディネーターの設置	東広島市子育て・障害者総合支援センター“はあとふる”に就労支援コーディネーターを配置し、広島中央障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携しながら就労相談・定着支援・離職後の支援などに取り組みます。
関係機関との就労支援ネットワークの強化	障害のある人の就労を支援する機関でネットワークを構築し、方向性を共有する中で、それぞれの機関の役割を明確にし、障害のある人の就労を支援します。

## (2) 障害のある人の就労に向けた啓発

### ① 企業等への啓発

障害のある人が就労し、働き続けることが可能となるよう、受け入れ先の企業等の理解を求める取組を進めます。

施策名	取組の内容
障害のある人の雇用促進	職場開拓、障害のある人の雇用に関する情報提供、企業等からの相談に応じることなどにより、企業の雇用意欲を高めます。
新庁舎への喫茶コーナーの設置	市役所内に設置される喫茶コーナーを障害のある人の就労の場とし、広く市民とふれあう中で、障害のある人に対する理解を促進します。
就労体験実習実施事業	企業等で障害のある人の職場体験実習を行うことにより、障害のある人の雇用に対する理解を深めます。
障害のある人を多数雇用している事業者に対する受注機会の拡大	東広島市が行う物品調達等の官公需において、障害のある人を多数雇用している事業者に対する受注機会の拡大に努めます。
東広島市障害者雇用奨励金	障害のある人を新たに雇用し、相当期間常用雇用する場合に事業者に対して一定額を支給します。
企業立地促進に係る雇用助成金	工業団地へ工場などを新・増設する際に、新たに障害のある人を常用従業員として雇用した場合に事業者に対して一定額を支給します。

## ② 本人や家族に対する啓発

障害のある人の就労意欲を育み、家族を支援するための取組を進めます。

施策名	取組の内容
保護者への働きかけ	保護者を対象とし、障害のある人の就労に関する研修会等を開催します。
企業見学	企業を見学し、就労に対するイメージをつくります。

## (3) 職業訓練の場と多様な就業機会の確保

### ① 就労訓練の強化

障害のある人の能力を最大限に高めるための訓練の場を整備します。

施策名	取組の内容
チャレンジ雇用	知的障害や精神障害のある人などを非常勤職員等として採用し、市業務に従事してスキルアップを図り、一般企業等への就労を目指す「チャレンジ雇用」の導入を検討します。
*就労移行支援事業	一般就労に向けた訓練や職場探し、就労後の職場定着のための支援を実施します。

### ② 多様な就労機会の確保

一般就労が困難な障害のある人が生きがいを見出し、働く意欲に添えるために、一般就労以外の就労形態を整備します。

施策名	取組の内容
就労継続支援事業	一般就労が困難な障害のある人に、生産活動の機会を提供し、必要な訓練等を実施します。
地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進の場を提供します。
知的障害者職親委託制度	知的障害のある人を対象として、職親のもとでの生活指導及び技能習得訓練を実施します。

就労移行支援事業：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

### ③ 公的機関による就労機会の拡充

東広島市においても、障害のある人の\*法定雇用率を守るとともに、障害のある人と企業等とのマッチングに取り組みます。

施策名	取組の内容
障害のある人の市職員への採用	職員採用計画に基づき、障害のある人を東広島市常勤職員として雇用します。 非常勤事務嘱託員の任用枠に障害者雇用枠を設けるなど、障害のある人の雇用を促進します。
物品の調達または役務の提供における特定目的随意契約の活用	障害者支援施設等からの物品の調達または役務の提供を受ける際には特定目的随意契約の活用に努めます。
就職ガイダンス	障害のある人と障害のある人の雇用を希望する企業等とのマッチングを行う合同企業面接会を実施します。

## 8 余暇の充実

### 現状・市民ニーズ

#### 【アンケート調査より】

- 日中の活動として、趣味を活かした活動や仲間・友人との活動や集まりに通いたいといったニーズが高くなっています。
- 障害のある子どもが放課後や休日・休暇を過ごす場所として、自宅や自宅の周辺のウェイトが高くなっており、自宅以外で過ごせる場や友人等との交流の場を充実してほしいというニーズがあります。

#### 【現 状】

- 既存のスポーツ施設や文化施設を活用したスポーツ・文化イベントや各種教室などの活動が、様々な形で展開されていますが、障害のある人にそうした情報が届いていない状況があります。

### 課題・施策の方向性

- スポーツ・文化活動等への参加は、障害のある人だけではなく、様々な人との交流を図ることができます。障害のある人だけを対象とした取組だけでなく、一般的に市民を対象とした活動に、障害のある人が参加しやすい企画や条件づくりが共生社会の推進に向けた取組につながります。
- 誰もが豊かな人生を送るため、スポーツ・文化イベント、各種教室等の充実を図り、その情報提供と参加への支援を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進していく必要があります。
- 障害のある子どもが、豊かな生活を送るためには、学校における生活はもとより、放課後や休日における生活で自立や成長を促進する環境を整えることが必要です。

## (1) スポーツ・レクリエーション、生涯学習活動の推進

障害のある人が生涯を通じて、心身の健康の維持・向上を図っていくためスポーツや文化活動への参加を促します。

施策名	取組の内容
スポーツ参加機会の確保	障害者競技スポーツメニューの情報提供をします。 障害のある人が既存スポーツ団体で受け入れられるよう、体験利用等を働きかけます。
生涯学習活動の機会の確保	ボランティアなどと連携しながら、障害のある人の生涯学習活動への参加を促進します。
講習会等の開催	障害特性に応じた講習会や教室を開催します。

## (2) 余暇活動の場の確保

### ① 様々な活動の情報提供

余暇活動への参加を希望する人に、既存の活動を紹介し参加を促します。

施策名	取組の内容
既存活動の紹介	既存の事業やサークル活動などの情報を集約し、パンフレットやインターネット等を通じて情報提供を行います。

### ② 余暇活動チャレンジ

既存の活動には参加できない人の余暇活動への参加を支援します。

施策名	取組の内容
余暇体験	障害のある人が希望する余暇活動を体験できる仕組みづくりを検討します。
活動拠点の確保	障害のある人の活動の場の確保に努めます。

### ③ 障害のある子どもの放課後活動支援

放課後や長期休暇期間中などにおける、障害のある子どもの活動場所を確保します。

施策名	取組の内容
放課後等デイサービス事業	放課後や長期休暇中の障害のある子どもを対象とし、生活能力向上のための訓練等・社会との交流促進の場を提供します。
障害児余暇活動支援事業	放課後や長期休暇中の障害のある子どもを対象とし、余暇活動を支援するためスポーツ、文化活動、ゲームを実施します。
いきいきこどもクラブ、放課後子ども教室	いきいきこどもクラブ、放課後子ども教室を活用して放課後活動を支援します。
日中一時支援事業	介護者不在時等の日中活動の場を提供します。
特別支援教育サポーター制度の活用	特別支援教育サポーターを活用し、障害のある子どもの部活動への参加を支援します。

## 9 社会的障壁の除去

### 現状・市民ニーズ

#### 【アンケート調査より】

- 障害のある人が外出する際、不便に感じることは、道路や駅の段差や階段等の問題を挙げる人が依然として多くなっています。
- 障害のある人が、地域で生活しやすくするために必要なものとして、交通手段に関するニーズの順位が高くなっています。
- 障害のある人が外出したり、就労したりする際に、公共交通機関が不便であることを問題視する人が多くなっています。

#### 【現状】

- 誰もが暮らしやすいまちづくりに向け、市内各所で段差の解消などのバリアフリー化を行うとともに、新しく整備するものについては、誰もが使いやすいことを前提とした※ユニバーサルデザインの採用に努めています。
- 改正障害者基本法の中で、手話が言語であることが明記されており、障害特性に配慮したコミュニケーション支援が求められています。

### 課題・施策の方向性

- 公共施設や道路などについて、必要なバリアフリー化及び※ユニバーサルデザインへの配慮を、関連計画等に基づき着実に進めていく必要があります。
- 利便性の高い交通ネットワークの構築の推進とそれを補完するリフト付きバスやタクシー乗車助成制度などを組み合わせることで、障害のある人の移動の確保を図ります。
- 手話等を使用する人のコミュニケーションを保障し、社会参加活動の場を広げていく必要があります。

ユニバーサルデザイン：すべての人にとって、使いやすく分かりやすい、安全・快適な、「もの・まち・サービス」をめざす考え方のこと。

## (1) ユニバーサルデザインのまちづくり

障害のある人が、安心して外出することができ、社会参加の幅が広がるよう公共公益施設等の整備改善を促進します。

施策名	取組の内容
バリアフリー情報の提供	道路などバリアフリー化実施箇所や障害のある人用のトイレの場所を知らせるマップを作成します。
福祉のまちづくり環境整備	東広島市移動円滑化基本構想、広島県福祉のまちづくり条例、福祉のまちづくりのための建築物等環境整備要綱に基づき、道路や公園、教育文化施設、公共交通機関などの公共公益施設や商業施設などの民間施設の整備改善を促進します。

## (2) 移動手段の確保

### ① 外出手段の確保

障害のある人の移動手段を確保し、社会参加を促進します。

施策名	取組の内容
利便性の高い交通ネットワークの構築	過疎化・少子高齢化の更なる進展を見据えて、市域内外における利便性の高い交通ネットワークの構築を進めるために都市づくりと交通施策を一体的に進めるための都市交通マスタープランを策定し、効果的な交通施策を進めます。
重度障害者移動支援事業	車いす使用者など、一般の交通手段を利用することが困難な障害のある人を対象として、リフト付きバスを運行します。
タクシー乗車助成券の交付	重度の障害がある人が通院等にタクシーを利用する際、その料金の一部を助成します。
※福祉有償運送事業の活用	※NPO法人等による※福祉有償運送を促進し、障害のある人の移動手段の確保を図ります。
自動車運転免許取得費給付事業、自動車改造費助成給付事業	身体に障害のある人が、運転免許を取得する場合や自動車を改造する場合にかかる費用の一部を給付します。
事業者への啓発	障害のある人の外出が促進されるよう、低床バスの導入や利用時間に合わせた運行など、民間事業者等への働きかけを行います。
各種情報提供	自動車税の減免や有料道路通行料金の割引等の支援制度の周知に努めます。

NPO法人：民間非営利団体。福祉やまちづくりなどの特定のテーマについて、市民主体の自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体のこと。

福祉有償運送：NPO法人等が高齢者や障害のある人等の会員に対して、実費の範囲内で、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。



## ② 外出の介助・支援

ひとりでは外出できない障害のある人の、外出支援サービスの充実を図り、社会参加を促進します。

施策名	取組の内容
障害福祉サービスの利用	行動援護事業、同行援護事業、移動支援事業など外出系サービスの利用を促進します。移動支援事業については、公共交通機関の利用体験としても活用します。
各種情報提供	ガイドヘルパー研修などの情報提供に努めます。

## (3) コミュニケーション支援

### ① 支援者の確保、職員の資質向上

手話通訳者・要約筆記者等によるコミュニケーション支援の充実を図ります。

施策名	取組の内容
手話通訳者・要約筆記者等の養成・確保	手話奉仕員養成講座・要約筆記奉仕員養成講座等を開講し、支援者の資質向上と量的拡大を図ります。講座の受講者に対しては東広島市手話通訳者・要約筆記者派遣事業への登録を促します。
緊急時の対応	休日や夜間などに発生する緊急の手話通訳派遣に対応できる手話通訳者の確保を図ります。
手話技能を有する職員の配置	手話技能を有する職員を市役所の窓口配置します。また、その他窓口職員の手話技能の向上を図ります。

### ② 地域への働きかけ、情報提供等

コミュニケーション支援を必要としている人の社会参加が促進されるよう情報提供や啓発、関係機関の連携に取り組みます。

施策名	取組の内容
啓発パンフレットの作成	コミュニケーション支援が必要な場合や効果的な対応等についてまとめたパンフレットを、市内の商業施設や金融機関等に配布し、地域における理解を進めます。
手話講座の開講	商業施設等において必要となる基礎的な手話技能の取得を図り、聴覚に障害のある人への適切な情報提供のあり方について学ぶための講座の開講を検討します。
関係機関の連携体制確保	コミュニケーション支援を必要とする障害のある人に円滑な支援がなされるよう関係機関の連携体制を確保します。
※ IT 機器等の活用	情報バリアフリー化のために使いやすい機器を周知します。

IT：情報技術。情報通信技術。コンピュータを利用し、情報を通信する技術のこと。

## 10 理解と交流の促進

### 現状・市民ニーズ

【アンケート調査より】

- 障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に社会参加できる地域社会をつくるためには、市民の正しい理解や協力が欠かせませんが、在宅、施設にかかわらず、障害があるために差別を受けたり、嫌な思いをしたと感じている人が3割程度います。

### 課題・施策の方向性

- 障害に対する市民の理解を促進するため、幼い時から生涯の各時期にわたって福祉教育、啓発広報を充実していくとともに、地域の様々な場において、障害のある人とない人が互いにふれあい、交流できるよう関係機関がより一層連携していく必要があります。

### (1) 広報・啓発の推進

幼い時から生涯の各時期において、関係機関と連携しながら啓発に努め、障害に対する理解と認識を深めます。

施策名	取組の内容
幼少期からの教育	保育所（園）、幼稚園、小・中学校において、子どもの発達段階に応じた計画的な福祉教育の推進を図ります。
社会教育の推進	シンポジウム、フォーラム、講演会等を開催し、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めます。
広報紙やホームページの活用	広報「東広島」、ホームページ、社会福祉協議会だより「ふれあい」等を通じて情報発信し、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めます。

### (2) 交流機会の充実

障害の有無にかかわらず、全ての市民が地域の様々な機会を通じて、ふれあいと交流を持つことで、理解と認識を深めます。

施策名	取組の内容
各種行事への参加の呼びかけ	東広島健康福祉まつりなど各種行事への参加を呼びかけ、交流の場づくりを促進し、相互理解を深めます。
地域サロンの活用	地域において気軽に集まれる場をつくり、理解を拓げるために、社会福祉協議会が実施している地域サロン等への参加を働きかけます。

## 第6章 障害福祉計画

# 1 数値目標の設定

東広島市における施設の利用状況や当事者のニーズ、サービス提供事業者の動向等を踏まえ、第3期障害福祉計画の目標年度である平成26年度における数値目標を設定します。

## (1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現状の福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人の数について、障害の程度やサービスの提供基盤等を踏まえ見込みます。

国の基本指針では、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行し、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日の施設入所者数から1割以上削減することを基本としており、この指針を踏まえつつ本市の実情に応じて目標を設定します。

### 【数値目標の設定】

項目	数値	備考
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	193人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	176人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込者数(A-B)	17人	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	40人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した人の数

### 【実績】

項目	数値	備考
平成23年3月31日時点の入所者数	194人	平成23年3月31日時点の施設入所者数
平成23年3月31日時点の地域生活移行者数	20人	平成23年3月31日時点の地域生活移行者数

## (2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、※就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。

国の基本指針では当該目標値の設定にあたって、平成 17 年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本としており、この指針を踏まえつつ本市の実情に応じて目標値を設定します。

### 【数値目標の設定】

項目	数値	備考
平成 17 年度の一般就労移行者数	6人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 一般就労移行者数	12人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

### 【実績】

項目	数値	備考
平成 20 年度の一般就労移行者数	14人	平成 20 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
平成 21 年度の一般就労移行者数	7人	平成 21 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
平成 22 年度の一般就労移行者数	17人	平成 22 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数

### (3) 就労移行支援事業の利用者数

国の基本方針では、平成26年度末における福祉施設の利用者数のうち、2割以上の人々が就労移行支援事業を利用することを基本としており、東広島市のこれまでの実績及び本市におけるサービス提供事業所の整備状況等の地域の実情を踏まえて、次のとおり設定します。

#### 【数値目標の設定】

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	730人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	49人 (6.7%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数(割合)

### (4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

国の基本方針では、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は※就労継続支援(A型)事業を利用することを基本としており、東広島市のこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

#### 【数値目標の設定】

項目	数値	備考
平成26年度末の※就労継続支援(A型)事業の利用者数(A)	12人	平成26年度末において※就労継続支援(A型)事業を利用する人の数
平成26年度末の※就労継続支援(B型)事業の利用者数	172人	平成26年度末において※就労継続支援(B型)事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者数(B)	184人	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する人の数
【目標値】 ※就労継続支援(A型)事業の利用者数の割合(A) / (B)	6.5%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、※就労継続支援(A型)事業を利用する人の割合

就労継続支援(A型)：通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供したり、一般就労の移行に向けて支援を行う。

就労継続支援(B型)：通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)したり、一般就労等への移行に向けて支援を行う。

## 2 障害福祉サービスの見込み

障害のある人の地域生活を支援する上では、障害福祉サービスは極めて重要な役割を果たします。本計画では、障害者自立支援法及び国の基本指針に基づき、次のとおり「第3期障害福祉計画」の計画期間のサービス見込量を設定し、障害福祉サービスの充実・強化に努めます。

### (1) 訪問系サービス

#### 【現状と課題】

訪問系サービスの中心となる居宅介護の利用は、平成 19 年度以降増加傾向にあり、平成 21 年度、22 年度は月当たりの利用時間が 4,000 時間を超えています。

また、在宅者へのアンケート調査でも、今後の利用意向は 17.8%と高く、身体障害 1・2 級 (26.5%)、知的障害 A (34.1%) において特に高くなっています。

重度訪問介護についてみると、平成 19 年度から 23 年度は利用時間数にばらつきがみられますが、利用者数は 4~6 人とほぼ一定で推移しています。

行動援護についてみると、サービス提供事業者の増加に伴い、平成 19 年度から 23 年度にかけて利用者数は増加しており、今後とも増加が見込まれます。

重度障害者等包括支援については、利用実績はなく、また、県内に事業所はなく、今後も開所が見込まれていません。

本サービスは、地域生活を支援するために最も基本的で重要なサービスであることから、今後もニーズの把握に努め、障害のある人一人ひとりのニーズに応じて、柔軟に対応していくことが求められています。



### 【訪問系サービスの見込み量】

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス 合計	人/月	207	221	232	244	254	263
	時間/月	5,503	5,298	5,179	5,631	5,889	6,171
居宅介護	人/月	170	173	175	179	183	187
	時間/月	4,002	4,017	3,778	4,081	4,172	4,264
重度訪問介護	人/月	6	6	5	6	7	8
	時間/月	1,021	697	586	718	837	957
同行援護	人/月			11	15	18	20
	時間/月			213	229	250	292
行動援護	人/月	31	42	41	44	46	48
	時間/月	480	584	602	603	630	658
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

(注) 平成23年度実績のうち、同行援護については11月現在の実績、その他については、9月現在の実績

### 【見込み量の確保の方策】

今後、東広島市内にサービス提供事業者が増えることが見込まれます。広島県と連携して研修等の情報提供に努め、ヘルパー支援事業の実施とあわせて、ヘルパーの確保と育成に努めます。

今後、地域生活への移行が進めば、訪問系サービスの利用は増加すると予測されることから、必要なときに安定したサービスの提供ができるよう、体制整備を推進するとともに、サービス提供事業者への支援を行います。

また、平成23年10月から開始された同行援護については、サービス提供体制の整備を進めるとともに、サービスについて十分な周知を図ります。

訪問系サービスは、地域生活への移行を推進する上で、重要なサービスであることから、より多様で多くのサービス提供事業所の参画が図られるよう努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### 【現状と課題】

生活介護は、旧法から新体系への移行に伴い、平成 19 年度から 23 年度まで一貫して、利用者数、提供実績ともに増加傾向にあります。

加えて、在宅者へのアンケート調査でも、今後の利用意向率は 13.9%と高くなっていることから、平成 24 年度以降も増加が予想されます。

自立訓練についてみると、内容により利用状況が分かれています。機能訓練は当初利用者が多かったものの、利用者は減少しており、それに合わせて定員も減少しています。一方、生活訓練は、平成 22 年度まで利用者は少なかったものの、平成 23 年度は、1 か月当たりの利用者数が 16 人、利用日数が 68 日にまで増加しています。

利用者数が横ばい状態にある就労継続支援 B 型は利用者の緩やかな増加が見込まれます。今後は、障害特性に応じた支援が受けられるようサービス提供体制の整備が必要です。

療養介護は対象となる利用者が少なく、平成 19 年度から 23 年度にかけて 1～3 人で推移しており、今後も大きな変化はないものと思われます。

介護者の介護負担の軽減等を目的とする短期入所の利用は増加しており、また、今後も地域生活への移行が進めば、更なるニーズの増加が予想されることから、提供体制のより一層の整備を進める必要があります。

## 【日中活動系サービスの見込み量】

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人/月	287	324	349	413	438	464
	人日/月	5,454	6,427	6,496	8,260	8,760	9,280
自立訓練 (機能訓練)	人/月	3	2	3	3	3	3
	人日/月	66	43	57	59	59	59
自立訓練 (生活訓練)	人/月	3	2	16	24	30	30
	人日/月	65	42	68	103	129	129
就労移行支援	人/月	43	29	44	47	48	49
	人日/月	814	569	835	888	907	926
*就労継続支援 (A型)	人/月	8	12	12	12	12	12
	人日/月	167	237	262	247	247	247
*就労継続支援 (B型)	人/月	157	158	152	165	172	172
	人日/月	2,683	2,875	2,561	2,937	3,062	3,062
療養介護	人/月	1	3	2	3	4	4
	人日/月	31	66	62	88	117	117
短期入所	人/月	35	50	56	61	66	71
	人日/月	155	215	261	299	323	348

(注) 平成23年度は9月現在の実績(以下同じ)

## 【見込み量の確保の方策】

日中活動系サービスにおいて、特に増加傾向が顕著なサービスは生活介護、短期入所となっており、生活介護については、東広島市内のサービス提供事業所の定員が増えることが見込まれます。

短期入所については、家族介護の負担の軽減や緊急時の対応のためにも重要なサービスでもあることから、今後ともニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業所間の調整を図り、より利用しやすいサービスとしていく必要があります。

また、利用者の微増が予想される\*就労継続支援(B型)については、東広島市内のサービス提供事業所の定員が増えることが見込まれます。

日中活動系サービスについての情報提供や利用の仕方等についても周知を図るとともに、ニーズの把握に努め、今後とも環境づくり、支援体制の充実整備を推進します。

就労継続支援(A型)：通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供したり、一般就労の移行に向けて支援を行う。

就労継続支援(B型)：通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)したり、一般就労等への移行に向けて支援を行う。

### (3) 居住系サービス

#### 【現状と課題】

地域生活への移行を推進する上で、生活の場となる住まいの確保は必要不可欠です。

本市では、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の利用者は増加傾向にあり、今後ともこの傾向は続くと思われます。

また、在宅者へのアンケート調査によると、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の現在利用率は1～2%程度ですが、今後の利用意向は8%台と高くなっています。

施設入所の利用者数は横ばい傾向にありますが、入所の待機者が多いことから、高いニーズが伺えます。施設から地域移行を進める観点から、施設への入所については、真に必要な人への支援を行っていく必要があります。

#### 【居住系サービスの見込み量】

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護 （ケアホーム）	人/月	28	30	31	36	39	43
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	57	64	64	67	69	72
施設入所支援	人/月	115	141	154	184	182	176

#### 【見込み量の確保の方策】

施設入所から地域生活への移行の推進により、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の利用は、着実に増加しています。これらの施設は障害のある人の地域での自立を支援するために重要なものであることから、今後とも利用者ニーズの動向に注視しながら、サービス提供事業者や障害者団体等への情報提供や働きかけ等を行い、必要な共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の充実・整備を推進します。

また、施設入所支援については、サービス利用計画に基づき、真に必要な人が利用できるよう、利用の適正化と施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

#### (4) 相談支援等

##### 【現状と課題】

相談支援は、第2期までは「障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者等、計画的なプログラムが必要な利用者に対し」作成が必要であったため、利用者数は限られていました。しかし、第3期の初年度である平成24年4月から計画相談支援として対象者が拡がり、平成26年度末までに、サービス利用者全員の計画作成が必要となることから、それに合わせた体制の整備が求められています。

また、地域移行支援、地域定着支援は、平成24年4月から開始される事業ですが、地域生活への移行等の要望を持つ相談者から常時の相談体制を求められるため、対応可能な体制づくりの検討が必要です。

##### 【相談支援の見込み量】

サービス種別	単位	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人/月	12	17	103
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	2

##### 【見込み量の確保の方策】

原則として3年間で全てのサービス利用者の計画作成が必要となり、対象者の大幅な増加が見込まれるため、関係機関との連携強化を進め、相談支援専門員の養成・確保を働きかけるなど、体制の充実、整備に努めます。

地域移行支援、地域定着支援は平成24年4月から開始されるサービスであるため、サービスについての情報提供をあらゆる機会を通じて行い、サービスの利用促進を図るとともに、関係機関との連携を深め、対応可能な相談支援専門員等の養成・確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保に努めます。

### 3 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障害のある人が持っている能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

事業の実施にあたっては、事業内容が利用者のニーズに沿ったものとなるよう、利用ニーズの把握を行うとともに、質の向上と必要量の確保に努めます。また、必要とする人が利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。

#### (1) 相談支援事業

障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、または障害福祉サービスの利用支援などを行います。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人などの※権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
※成年後見制度 利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(注) 平成23年度は9月現在の実績（以下同じ）

権利擁護 : 個人の尊厳を守り、権利に関わる様々な問題に対する支援や財産の保護等を支援する仕組みや活動。

成年後見制度 : 判断能力が不十分とされる方に対して、家庭裁判所が法律の定めに従い本人を援助する者（成年後見人等）を選任し、本人を代理するなどの権限を与えることによって本人を保護する制度。

## (2) コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人などに対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。

今後は、手話通訳者及び要約筆記者の利用の増加が見込まれることから、手話通訳者・要約筆記者の養成講座の充実を図ることなどにより、質と量の確保に努めます。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者設置	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳利用者	人/月	13	12	12	13	15	17
要約筆記利用者	人/月	1	2	2	3	4	5

## (3) 日常生活用具費支給事業

障害のある人などに対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

給付用具については、必要とする人が利用できるよう、必要に応じて見直しを行います。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	件	13	13	19	27	34	40
自立生活支援用具	件	43	104	101	52	60	65
在宅療養等支援用具	件	14	16	36	34	35	35
情報・意思疎通支援用具	件	21	20	22	26	29	30
排せつ管理支援用具	件	2,441	2,523	2,638	2,727	2,819	2,914
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	8	10	8	10	12	14

#### (4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進します。

広島県と連携して研修等の情報提供を行い、必要なサービス量の確保に努めます。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援	人/月	118	128	133	138	144	150
	時間/月	1,395	1,510	1,556	1,615	1,685	1,755
重度障害者移動支援	人/月	193	188	210	220	220	220
	時間/月	700	745	756	792	792	792

#### (5) 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会を提供し、障害のある人の社会との交流を促進するために地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター事業	か所	5	6	6	7	7	7
	人/月	97	104	107	110	113	116



## (6) その他の地域生活支援事業

### ① 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事業などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている人を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	9	8	8	10	10	10

### ② 訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障害のある人を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	か所	2	2	2	1	1	1
実利用者数	人/月	5	5	6	6	6	6

### ③ 知的障害者職親委託制度

知的障害のある人の自立更生を図るため、知的障害のある人を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を育むとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害のある人の福祉の向上を図ります。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	12	15	15	16	16	16

#### ④ 生活訓練事業

障害のある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ります。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	134	68	80	100	100	100

#### ⑤ 本人活動支援事業

障害のある人が、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援します。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	54	44	50	60	60	60

#### ⑥ ボランティア活動支援事業

障害のある人及びその家族等の団体が行う障害のある人の社会復帰に関する活動に対する情報提供等の支援、及び障害のある人に対するボランティア活動の支援を行います。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	34	36	37	40	40	40

⑦ 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人/月	114	109	119	115	110	105
延利用者数	人日/月	549	621	702	633	605	578

⑧ 生活サポート事業

在宅生活を送る上での日常的な相談支援（生活支援）を必要とする人に、ボランティア支援員（生活協力員）を派遣します。

ボランティア活動支援事業を通じてボランティア支援員（生活協力員）の確保に努めます。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人/月	9	7	6	8	10	12
延利用時間	時間/月	21	19	15	21	26	31

⑨ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室及び障害者スポーツ大会の開催を行います。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	か所	1	3	3	3	3	3
実利用者数	人/月	108	169	164	180	180	180

⑩ 点字・声の広報等発行事業

点訳、音声訳その他障害のある人にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害のある人が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障害のある人に提供します。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	か所	2	2	2	2	2	2
実利用者数	人/月	54	55	55	60	60	60

⑪ 奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修します。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	53	76	80	85	90	95

⑫ 自動車運転免許取得助成

障害のある人に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、社会活動への参加を促進します。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数	人/月	2	2	1	3	3	3

⑬ 自動車改造助成

障害のある人に対し、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造（ハンドル旋回補助グリップ、左アクセルの付け替え等）に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数	人/月	6	4	4	8	8	8

## 4 障害のある子どもへの支援体制

### (1) 障害児通所支援

#### ① 児童発達支援

身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

サービス名	単位	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	人/月	180	204	228
	人日/月	900	1,020	1,140

#### ② 医療型児童発達支援

児童発達支援に加え、治療を行います。

サービス名	単位	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
医療型児童発達支援	人/月	14	14	14
	人日/月	210	210	210

#### ③ 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある子どもの放課後等の居場所を提供します。

サービス名	単位	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
放課後等デイサービス	人/月	158	182	206
	人日/月	474	910	1,030

#### ④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害のある児童、または今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

サービス名	単位	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
保育所等訪問支援	人/月	20	24	24
	人日/月	40	48	48

#### (2) 計画相談支援・障害児相談支援

障害児通所支援サービス並びに障害児通所支援サービス及び障害福祉サービスを併用する障害のある子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

サービス名	単位	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援・ 障害児相談支援	人	48	96	448

## 第7章 資料編



# 1 策定委員会設置要綱

## 東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東広島市における障害者施策について総合的に検討し、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく東広島市障害者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく東広島市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び進行管理（以下「策定等」という。）に関する重要な事項について審議するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員21名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員は、計画の策定等に係る審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (ワーキンググループ)

第5条 計画等の素案を検討し、委員会の審議を円滑に推進するため、ワーキンググループ（以下「グループ」という。）を設置する。

2 グループの委員は、東広島市の医療、福祉、保健の実務に携わる者及び利用者等の中から市長が委嘱又は任命する。

3 グループに、リーダー及びサブリーダー各1人を置き、グループの委員の互選によりこれを定める。

4 リーダーは、グループを代表し、会務を総理する。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会及びグループの会議はそれぞれ必要に応じて会長又はリーダー（以下「会長等」という。）が召集し、会長等が議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開催できない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長等は特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 2 策定委員会委員名簿

(順不同 ・ 敬称略)

<p><b>会長</b> 広島大学大学院教育学研究科 教授 <b>落合 俊郎</b></p>	<p><b>副会長</b> 障害者支援事業所松賀苑 管理者 <b>小島 正弘</b></p>	<p>広島国際大学医療福祉学部 教授 <b>坊岡 正之</b></p>
<p>東広島市身体障害者福祉連合会  会長 <b>野口 憲光</b></p>	<p>東広島市心身障害児者父母の会  会長 <b>川本 菊江</b></p>	<p>NPO 法人生活支援センター まいらいふ 理事長 <b>大竹 保行</b></p>
<p>精神障害者家族の つどいの会 代表 <b>柏木 英三</b></p>	<p>社会福祉法人平成会 西の池学園 施設長 <b>赤坂 秀則</b></p>	<p>社会福祉法人つつじ  理事長 <b>山田 正史</b></p>
<p>広島県立障害者 リハビリテーションセンター 総合相談課長 <b>佐々木 芳彦</b></p>	<p>社会福祉法人しらとり会 ワークセンターなかよし 管理者 <b>垣尾 泰弘</b></p>	<p>東広島市 民生委員児童委員協議会 会長 <b>貞森 良範</b></p>
<p>東広島市 ボランティア連絡協議会 会長 <b>内山 和美</b></p>	<p>障害者支援施設 ときわ台ホーム 所長 <b>河内 昌彦</b></p>	<p>賀茂精神医療センター  副院長 <b>寺井 英一</b></p>
<p>東広島商工連絡協議会  専務理事 <b>末國 博文</b></p>	<p>東広島市社会福祉協議会  常務理事事務局長 <b>高橋 康裕</b></p>	<p>広島西条公共職業安定所  所長 <b>畑岡 陽子</b></p>
<p>広島県 西部東厚生環境事務所 所長 <b>松野 楨水</b></p>	<p>東広島市教育委員会  学校教育部長 <b>米田 国明</b></p>	<p>東広島市  福祉部長 <b>清水迫 義基</b></p>

### 3 計画策定ワーキンググループ委員名簿

ライフステージ移行	暮らし、社会参加
こども発達支援センターぐるんぱ 総括ディレクター <b>水野 敦之</b>	NPO法人陽だまり訪問介護事業所 訪問介護管理者 <b>佐々木 政美</b>
相談支援センターこだま 相談支援専門員 <b>迫 憲司</b>	東広島市社会福祉協議会 企画福祉課企画係長 <b>中野 幸子</b>
東広島市教育委員会学校教育部指導課 指導主事 <b>豊崎 真理子</b>	NPO法人ソレイユ 理事長 <b>平田 孝嗣</b>
	障害者支援施設あけぼの 支援課課長補佐 <b>河口 幸貴</b>
心身障害児親子教室 代表 <b>佐伯 亜希子</b>	チャロネット 代表 <b>増成 敏彦</b>
はあとふる コーディネーター <b>安藤 公二</b>	はあとふる コーディネーター <b>浅野 正道</b>
はあとふる コーディネーター <b>吉元 一峰</b>	はあとふる コーディネーター <b>上田 睦寛</b>
住まい、権利擁護	就労へ向けた支援
地域生活支援センターまほろば 管理者兼相談支援専門員 <b>金子 百合子</b>	広島西条公共職業安定所 上席職業指導官 <b>竹原 信治</b>
宗近病院 ソーシャルワーカー <b>福岡 響子</b>	自立支援センターつばさ センター長 <b>能島 裕子</b>
広島県西部東保健所 主任専門員 <b>武田 智子</b>	広島中央障害者就業・生活支援センター 就業支援ワーカー <b>奥平 智美</b>
生活サポーター <b>梅田 美幸</b>	
ピアサロンこころ 代表 <b>石田 通</b>	東広島市心身障害児・者父母の会 副会長 <b>秋田 倍栄</b>
はあとふる コーディネーター <b>西本 早苗</b>	はあとふる コーディネーター <b>宇根 靖夫</b>
はあとふる コーディネーター <b>佃 育子</b>	はあとふる コーディネーター <b>柘岡 叔子</b>

## 4 策定経過

月日	策定委員会	ワーキンググループ会議				その他
		ライフステージ移行	暮らし、社会参加	住まい、権利擁護	就労へ向けた支援	
6月23日		第1回会議	第1回会議	第1回会議	第1回会議	
7月5日			第2回会議		第2回会議	
7月6日				第2回会議		
7月7日		第2回会議				
7月19日	第1回委員会					
8月26日～ 9月7日						アンケート調査
10月7日				第3回会議		
10月14日					第3回会議	
10月17日		第3回会議	第3回会議			
10月28日				第4回会議		
11月10日				第5回会議		
11月22日	第2回委員会					
11月29日				第6回会議		
11月30日		第4回会議				
12月5日					第4回会議	
12月6日				第7回会議		
12月7日			第4回会議			
12月12日					第5回会議	
12月14日			第5回会議			
12月20日						障害者フォーラム
12月22日		第5回会議				
12月27日	第3回委員会					
1月4日		第6回会議				
1月5日			第6回会議	第8回会議		
1月6日					第6回会議	
1月12日			第7回会議			
1月26日				第9回会議	第7回会議	
2月7日	第4回委員会					
2月22日～ 3月6日						パブリックコメント
3月27日	答申					



第2次東広島市障害者計画・第3期東広島市障害福祉計画  
**地域共生のまちづくり**  
～すべての人にとって暮らしやすい社会を目指して～

発行：平成24年3月  
編集：東広島市福祉部障害福祉課  
〒739-8601 東広島市西条栄町8-29  
TEL (082) 420-0180  
FAX (082) 420-0181

表紙に使用されている絵は  
市内在住の障害のある方の作品です。